

令和6年11月犬山市議会定例議会会議録

第5号 12月10日（火曜日）

◎議事日程 第5号 令和6年12月10日午前10時開議

第1 一般質問

◎本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問

◎出席議員（18名）

1番	丸山幸治君	10番	玉置幸哉君
2番	ヒアソキ恵子君	11番	岡 覚君
3番	増田修治君	12番	岡村千里君
4番	光清毅君	13番	鈴木伸太郎君
5番	小川隆広君	14番	沼 靖子君
6番	島田亜紀君	15番	久世高裕君
7番	諏訪毅君	16番	柴山一生君
8番	小川清美君	17番	柴田浩行君
9番	畑 竜介君	18番	大沢秀教君

◎欠席議員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	長谷川 敦君	議事課長	大鹿 真君
主 査	石黒 絵美君	主 査 補	高橋 万祐子君

◎説明のため出席した者の職・氏名

市 長	原 欣伸君	副市長	永井恵三君
教育長	滝 誠君	経営部長	井出修平君
市民部長兼防災監	武内雅洋君	健康福祉部長	高木 衛君
子ども・子育て監	小幡千尋君	都市整備部長	森川圭二君
都市整備部次長	丸井良修君	経済環境部長	新原達也君
教育部長	中村達司君	消 防 長	大澤 満君
企画広報課長	古田隆行君	経営改善課長	兼松光春君
総務課長	舟橋正人君	防災交通課長	伊藤 修君
高齢者支援課長	前田 敦君	健康推進課長	水野嘉彦君
子育て支援課長	青山貴一君	子育て支援課主幹	中村美和君

子ども未来課長	上原 眞由美 君	子ども未来課主幹	伊藤 真弓 君
子ども未来課主幹	神林 宏之 君	都市計画課長	高木 誠太 君
都市計画課主幹	一柳 佳誉 君	整備課長	高橋 秀成 君
土木管理課長	吉田 昌義 君	産業課長	山崎 直人 君
観光課長	小池 信和 君	学校教育課長	西村 岳之 君
学校教育課主幹	鈴木 早智 君	スポーツ交流課長	坂野 隆幸 君
歴史まちづくり課長	加藤 憲夫 君		

午前10時00分 開議

◎副議長（諏訪 毅君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

日程第1 一般質問

◎副議長（諏訪 毅君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

13番 鈴木伸太郎議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） おはようございます。13番、清風会、鈴木伸太郎でございます。

通告どおり質問を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今朝、柴山議員と会派室で話をしていました。「鈴木さん、今年の一文字、何だと思う」って聞かれまして、しばらく考えて、「揺れるという字ですかね」と答えました。お正月の地震に始まり、最近ですと、中東でシリアがあんなことになるのは、そのちょっと1週間前は隣の国であんなことになる、世界中で政権がかわっていく流れがあったりとか、本当にいろいろ右に左に揺れた年だなと思いました。

私は、市南部の議員として、いろいろいい意味で行政を揺らしていくと、いい方向に揺らせていければなと思ひまして、今回一般質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

1件目、農産物の活性化を考える、特に特産品の開発に関してということで、ちょっと朝からいけませんかもしれませんが、犬山のブドウで作ったワインです。小牧のワイナリーで作っているので、犬山産というふうには表示できないということですが、今井の方がワイン作りに取り組んで、ワインになったよというのを昨日お伺いして、購入してきました。今夜飲もうと思っています。

この方も数年前にサラリーマンを辞めて、ブドウ生産に取り組んで、今年初めてワインを作ったと。残念ながら今年の方はもほぼ売り切れということで、来年再来年どんどん生産量が増えていくという期待が見込める一つの成功例になるかなと思っております。

そんな農産物の活性化で、まず要旨1です。

自然薯とか桃とかミカンとか、このブドウもそうですが、市内農業の活性化、それから農産物の特産品化ということでは、市長も常々言ってらっしゃいます。何年も前から取り組んでいただいている、頑張ってくださいというのは理解をしております。現状、じゃあどうな

のかということをお伺いいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） おはようございます。ご質問にお答えします。

市内の農業を活性化し、農産物の特産品化を促進する取組としては、農業の担い手を確保し、育成を図ることを基本とし、チャレンジ農業講座や農業人材育成研修の開催、新規就農支援補助金などの市独自の支援により、担い手として必要な知識や技術の習得、また資金面の支援など、継続的に実施しています。

特に、犬山の桃については、令和5年度から生産者の栽培技術のレベルアップを図るため、愛知県と連携して「モモ担い手育成講座」を開催し、専門的な技術を学び、品質の高い桃をつくることにより、ブランド価値向上につなげていくよう実施しています。

講座への参加者の実績としましては、令和5度は6名、今年度は9名の生産者が参加し、学んでいるところでございます。

また、今年度「農産物等ブランディング推進補助金制度」を創設し、桃、二の宮みかん、自然薯などを市の特産農産物として、生産拡大に要する経費等の支援を始め、11月末現在、桃の生産者から2件、自然薯の生産部会から1件、合計3件の補助金申請があり、今後の生産拡大へつながることが期待されています。

◎副議長（諏訪 毅君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 何年も前から補助金制度を拡充してくれということをおっしゃってきまして、いろいろ努力していただいているなということが分かって、たくさんの方数ではないんですが、意欲的な農家もいらっしゃるといふふうに確認させていただきました。

私もサラリーマンをやっています。以前サラリーマン、名古屋でやっていたんですけど、その頃は本当に農業なんて全然やる時間もなかったし、やる気もなかったんですが、いろんな環境が変わってきて、今一生懸命、農業をやって、一応生産農家という立場には、位置づけにはなっております。農業をやったのは、物すごい設備投資が必要なんで、特に最初に、最初の一步が物すごい機材のそろえるのが、本当に何百万円単位で必要になってきます。

再質問とかしません。そのことは分かってくださっていると思いますんで、引き続き最初の一步が踏み出せるような体制づくりというのは、しっかりやっていただきたいと思います。

要旨2です。6次化への取組の現状ということで、これも、先ほどのワインも6次化の一つです。私も6次化をやっています、あまり犬山市内では製品は販売してないんですけども、結局何で6次化に行くかということ、作ったものをそのまま売っていても、あまり収入にならないと。6次化にしていくことで、生産したものが何倍にも付加価値が上がっていくということで、そういうことに取り組んでいくことを私もみんなに勧めています。

そういうことに関しては、行政のほうも異論はないと思いますが、6次化についての市の取組、現状はどうか、お伺いいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

現在、市の農業者による6次産業化商品としては、米粉のバウムクーヘン、二の宮みかんのジュースやジャム、ブドウや犬山茶のジェラートなどに加え、令和3年度から実施した「農産物等付加価値向上補助金」を活用し、桃、二の宮みかん、サツマイモ、みそ、甘酒など各種ジェラートや、味つけ冷凍自然薯など、新たな加工商品が開発されています。

さらに、先ほども申し上げましたが、去年度までの「農産物等付加価値向上補助金」を、今年度から「農産物等ブランディング推進補助金」に制度を改め、補助率を対象経費の3分の1から2分の1に引き上げて、6次産業化を資金面での支援により促進を図っているところです。

また、農産物の6次産業化には、農業者自らが、農産物を安定的に生産することに加え、加工品の企画開発や加工の実施、販路の開拓などを行うため、取組のハードルが高いことが課題であり、令和5年度からは、愛知県と連携した「農業人材育成研修」を開催し、県農業大学校で6次産業化を担当するサポート経験豊富な講師を招き、農業者が自身の農業の全体をブランディングする視点を養い、6次産業化による商品開発につながるよう支援しているところです。

◎副議長（諏訪 毅君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 販路の開拓がちょっとやっぱりハードル高いというような答弁もありましたけれども、その気になれば難しくないのかなと、私も経験上、思っております。

いろいろ自然薯とかミカンとか桃とかブドウ、米、加工され、6次化している人、過去の経歴を見ていたら、通信業界に働いていた人、証券マン、建設業界、私なんかは流通業、いろんな世の中経験してきた上で、農業に取り組んでくるんで、そういう人生の経験を踏まえていけば、その6次化というのは、そんなに失敗はしないのかなと思っておりますので、先ほど申し上げました補助制度も充実させていただいているようなので、なお一層よろしく願います。

要旨3です。ビジネスマッチングの提案です。

以前も、これは提案させていただいたことがあります。生産者と販売者、もしくは加工業者とビジネスマッチングすることで、異業種間で新たな出会いとか、情報交換とか、よい面がたくさんあると思います。

私もそのビジネスマッチングの場というのはよく行くんですけども、やっぱり新たな発見というのはすごいたくさんあって、いい刺激をもらっております。なので、この犬山の農産物のビジネスマッチングの場をつくれなにかお聞かせください。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

令和5年11月議会でお答えしましたとおり、農産物のブランド化や6次産業化においては、商業的知識や経験が少ない農業者が、連携事業者の下請化しないよう、マッチングの機会を

つくることには慎重な判断が必要だと考えています。

現在の状況としては、先ほども答弁しましたが、「農業人材育成研修」の実施などにより、農業者自身の農産物への思いや、ターゲットとする消費者像の整理、先進事例からの学びなどを通して、知識や意識の向上を図りたいと考えています。

また、市内の農業者や、産直販売を行う小売店、飲食店などの商業者を対象として、市内農産物の取引ニーズ等を調査するアンケートを、今年度中に実施するよう準備を進めております。マッチングの可能性等について検討してまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 私のイメージするビジネスマッチング、商談会というのはちょっとやらないよと、今はやらないよ、その代わりじゃないですが、アンケートしますよということでした。一步前進かなとは思いますが。

ただ、どこまでアンケートをやるのっていうところは、なるべく広くやっていただきたいなと思います。飲食業、加工業、あといろいろあると思うんですね。加工でも、例えば、健康食品関連、そういうものも加工業ですし、生産者のほうもなるべく広く、JAとか、市役所とつながっている農家だけではなく、例えば私のように、あまりそういうところと接点がなく、もうオリジナルで独自路線でやっている農家というのは市内にはたくさんいます。そういう人たちも発掘していけるかどうかというのは、アンケートの結果にも反映されてきますし、あと、多分その結果は何となくあまり積極的な農家さんはそんなにいないのかなと、そういう結果になるような気がします。だからどうするのかというところを、この課題を拾って、次へ進んでいけるような取組、アンケートの結果を、そういうふうにしていただくように願います。

要旨4です。二の宮みかんへの取組の現状でございます。

以前にも質問しております。私の地元、楽田地区を中心に生産されている二の宮みかんです。後継者難の課題で、生産の存続が危ぶまれております。今いろいろ努力して下さっているとありますが、現状どうなのか、またこれもお聞かせください。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

現在、二の宮みかんの栽培が可能な限り継続されるよう、愛知県やJA愛知北と連携し取組を進めています。

今年度は、二の宮みかんの栽培者を訪問するなどして、今後の栽培に関する意向確認を行った結果、栽培をやめる意向があった2名の栽培者のみかん畑について、新たな担い手に栽培を継承できるよう調整を始めています。

また、二の宮みかんの新たな担い手となる候補者を探すため、地域情報誌、リブルですが、特集記事を組み、栽培に興味のある方を募ったところ、2名の方から連絡がありました。

さらに、県農業改良普及課やJA愛知北の職員、農業委員会の委員に対し、新たな担い手の候補者がいないか声かけをし、桃やブドウを栽培する方2名が興味を持っていることも確

認ができています。

今後の予定としては、令和7年2月に二の宮みかんの栽培に関する基礎講座の開催を予定しており、その中で、栽培をやめる意向のあるみかん畑についても、マッチングにより継承の取組を予定しているところです。

◎副議長（諏訪 毅君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） マッチングを何とかしていただきたいと思っております。私のほうにもミカンをやりたいという、新たにチャレンジしたいという人は何人か来て、市役所のほうにも提案させていただいております。ぜひその熱意が楽田の二宮で生きていくように頑張ってください。

今回の一般質問を通告して公表されてから、いろんな農家さんから問合せがありました。私もいろんな6次化をやっている人たちと、もう本当に10日間ぐらいで何人も会ってきました。ミカン農家さんともそうです。

では、そんな中で、残念ながら、ミカンを作っている人から、正直、二の宮みかんはもう終わるだろうと。その方、一生懸命やっているんですよ、今。だけど、ちょっと無理だろうと、継続は。なんで、今のうちにその二の宮みかんの過去の記録を残してくれんかという提案をいただきました。

明治期に導入した頃、それから例えば戦争時代、それから活気があった時代、いろいろあると思うんです。その方は、「まあ終わるで、記録として残してほしい」というアプローチだったんですが、私はこれを聞いたときに、これは記録としてじゃなくて、次へのアクションとして、こういう歴史があるすばらしい産品なんだよというアプローチのために、そういう記録を残したらいいなというふうに感じました。

投げかけていただいたのは昨日の朝で、急遽ちょっと再質問させていただきますので、こういう記録についてどうかということをお聞かせください。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） 再質問にお答えします。

二の宮みかんについては、既に犬山市史に掲載があり、犬山市史通史編や市史資料編で、江戸時代から昭和初期までの栽培の沿革、出荷などの記録がまとめられています。

議員おっしゃるように、犬山で育まれた農産物の歴史を取りまとめることは、大切なことだと認識しておりますが、そのためにはまず、担い手の確保や育成などの支援を最優先で取り組み、特産農産物の活性化を促進させていきたいというふうに考えております。

◎副議長（諏訪 毅君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 市史に詳しく記載されているということを聞きました。すみません、ちょっと昨日の今日なんで、まだ市史をめくっていません。後ほど確認しようと思っております。

二の宮みかんについては、恐らく市長も熱意を持って取り組んでくださっていると信じております。先日も、私も同席したんですが、二の宮みかんの栽培現場で、楽田の子どもたち

と一緒に、市長も来てくださって、現場を見させていただきました。地域の人たちが、二の宮みかんは残っていくぞという、安心できるスタイルを築いていくように強く願います。

要旨5です。食農教育の提案ということで、食農教育って、また新しい言葉をちょっと出させていただきました。読んで字のごとしです。

子どもたち向けですよ。市内各小学校、お米作りとか、いろんな野菜を作って、農業体験とかやったださっております。それについては本当に感謝します。その中で、今回提案したいのは、特に市の特産の農産物として見込めるものをピックアップして、生産の体験はもちろん、それを実際に給食で食べたりとかしていくのはどうでしょうかという提案です。

先日のミカンの現場もそうです。楽田小学校の5年生だったんですけども、ほかの小学校と一緒に米は作っています。プラス楽田の特産であるミカンも経験して、それを実際に食べて、おいしいよねということを経験してもらうことで、さらにその地域のコミュニティづくりとか、あとそのミカンの栽培の現状を勉強して、それは経済的にどうなのか、環境はどうなのか、防災的に農業ってどうなのかみたいな、幅広く総合的に考えていく機会になったらどうかという提案です。

先ほどの犬山市史にミカンの歴史もあるということでしたが、正直言って私でもなかなか手に取りにくい犬山市史を子どもたちに伝えていくのは、なかなか苦勞が要るなというところも含めて、新たなその食農教育というのを提案させていただきますが、いかがでしょうか。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

議員ご紹介のとおり、楽田小学校では、5年生が「二の宮みかん」について、栽培から出荷までを学ぶとともに、畑を見学して地元の特産品について学んでいます。

また、そのほかの小学校においても、米作り体験をはじめ、桃の袋かけや収穫の体験、茶摘み体験、サツマイモの収穫体験、ブドウの袋かけや収穫の体験など、学校ごとに地域の特色を生かした農業体験を、地域の方々の協力の下、進めているところです。

農業体験は単なる収穫を目指すものではなく、給食に取り入れることで食育につなげたり、地域の人と一緒に作業をすることで職業としての農業への理解が深まり、また地域の特徴を現実感を持って学ぶなど、総合的な学習につながるよう意識しています。

こうした農業体験は、地域の理解と協力あって実施できるものであり、この地域との連携を継続し、また深めていくことで、農業以外の分野においても、多様な学びにつなげていくことが可能だと考えています。

現在、市内の小中学校では、地域学校協働本部を設置し、地域学校協働活動を推進しています。この活動は、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指すもので、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことです。

こうした仕組みを活用しながら、地域と学校の連携を深め、学校ごとの特徴に合わせた食、農、環境や地域づくりなど総合的な学びの提供に努めてまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 前向きな答弁、ありがとうございます。ぜひ総合的に地域で農業、農産物がどういう位置づけにあるのかというのを、過去、現在、未来含めて、広く教えてくださるよう願います。

地域学校協働本部という言葉が出ましたが、今年度から始まったものと認識しております。これも非常にすてきだなと思って、本当は今回質問したかったんですが、ちょっと間に合わなかったんで、また今度やろうと思っております。

2件目に移ります。

富岡荒井線の安全対策を考えるということで、要旨1、上小針から長塚の事故の状況ということで、ちょうど2年前ですね、富岡荒井線が全通しました。以前からどうしても付けてほしい横断歩道が何か所かあって、ずっと要望していたんですが、それは残念ながらいまだに付いていません。

開通した区間で、南のほうから行くと上小針から野田というか、楽田の北部ですね、その間でこの2年間、事故の状況ですね、これを一度お聞かせください。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） ご質問にお答えします。

開通後の富岡荒井線で、10月31日までに発生した交通事故を犬山警察署に確認をしたところ、令和4年度に1件、令和5年度に7件、令和6年度に2件の計10件でした。そのうち、8件が自動車と自動車による追突や出会い頭の衝突等によるもので、自動車と原付、自動車と歩行者によるものが各1件ずつありました。

発生場所は、県道善師野西北野線との交差点が2件、野田地内に設置した横断歩道付近で3件、北二山集会場西側の交差点で4件、上小針交差点が1件です。

また、警察の統計に反映されていないものとして、11月8日に二ノ宮川付近で発生した自動車と自転車による交通事故が1件ありました。

この路線における交通安全対策として、公安委員会では、令和5年8月に速度規制の引下げを、12月には野田地内の接続道路で一時停止の規制を実施してきました。合わせて、市側の対策として、一時停止となる箇所のカラー舗装や、優先道路と分かるように破線の外側線の対応を実施してきました。

◎副議長（諏訪 毅君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 2年間で11件と、あと11月にも1件、多分これは期間外、期間を超えて最近起きたということで、10件以上あるということで、この11月8日の事故というのは、私も直後に、ちょうど二の宮みかんの農家さんへ行くときに、警察や救急車が止まったんで、あれあれと思って見に行ったら、事故でした。

よく渋滞するんですね、あそこ。渋滞の隙間を縫って向こうへ渡ろうとすると、対向車が来てみたいな、いう事故なのかなというふうに思っていますが、それ以外でもやっぱり危ないところは危ないんだなって、この件数から見ても分かります。まだまだ改善が必要だな

というふうに思って、こういうことを聞きました。

以前から横断歩道を何とかしてくれということですが、なかなかハードルは高いということで、今度はちょっと考え方を変えて、要旨2です。地下道・歩道橋設置の提案ということで、横断歩道が無理ならば、二ノ宮川交差点、ちょうどあそこ少し高さが上がっています。そこに地下道を造れないか。または、楽田東子ども未来園の辺りで、ちょっと道路の幅が広がっているところがあります。そこに横断歩道の設置を要望するものです。

これは以前も同じように発言しましたが、10年後、20年後、恐らくあの辺りは、楽田駅にも比較的近いということもあり、住宅地になっていくと思っています。

現実、もう既に住宅ができてきて、子ども未来園へ行く人たちが、遠回りして横断歩道を通るのではなく、やっぱり横断歩道のないところを渡って行かれます。渡っちゃ駄目だよということは私はよう言いません。というのは、もう遠回りして横断歩道へ行くだけでもう500メートルぐらい歩かなきゃいけないんで、何とかならんのかなというところで、地下道、歩道橋の設置の提案でございます。いかがでしょうか。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

議員ご提案の地下道や歩道橋の設置については、愛知県の「道路構造の手引き」に基準が示されています。具体的には、信号機のない交差点において、1時間当たりの横断者の数が最も多い時間帯で100人以上、かつ、道路幅員が9メートル以上の場合などに設置することができるように示されています。

楽田東子ども未来園西付近の富岡荒井線は、1時間に100人以上の横断者数が見込めないことや、車道幅員が8.5メートルであり、これらの設置基準に該当しないため、現状では、地下道や歩道橋の設置は、困難であると考えています。

◎副議長（諏訪 毅君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） ちょっと難しいという話でした。

冒頭言いました。今年はたくさん揺れたなど。私ら議員というのは、従来の路線をちょっと揺らして、市民の皆様が少しでも幸せになるように、ちょっとずつ揺らしていくのが議員の仕事だと思っています。

そういう観点からすると、今の要旨1、要旨2、改善していただいているところは確かにあるんですが、でも、まだまだ危険はたくさんあるというところで、もっと何かぐっと揺らして、安全対策しなきゃいけないと私は思っております。

こういうところで再質問ですが、何か現状を変えていくような改善策ってないんでしょうか、お聞かせください。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

武内市民部長兼防災監。

〔市民部長兼防災監 武内君登壇〕

◎市民部長兼防災監（武内雅洋君） 再質問にお答えします。

これまでの安全対策は先ほど答弁したとおりです。また、地元要望に基づき、横断歩道の設置要望を公安委員会へしましたが、設置は困難であると回答いただいているため、信号交差点や横断歩道を渡っていただくのは、交通安全の基本と考えます。

一方で、富岡荒井線の開通から2年が経過しますが、事故の件数を見ると、開通当初から令和5年度で8件でしたが、令和6年度では3件と減少傾向にあります。開通当初に比べ、新しい道路を通行する方が慣れてきたことや、これまでの安全対策の結果もあるのではないかと考えています。

現時点でさらなる安全対策の予定はありませんが、今後も引き続き警察と情報共有しながら、必要に応じて可能な対策や啓発を検討していくつもりです。

◎副議長（諏訪 毅君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 私としてはちょっと残念だなというところです。

やっぱりそうだな、10年ぐらい前ですかね、長野県のちょっと村は忘れましたが、レタス栽培で有名な村の村長さんの話を聞いたことがあります。行政の職員、行政というのは犯罪とかじゃなければ何でも変えられるんだっておっしゃっていました。その村ちょっと村の名前、今すぐ出てきませんが、図書館を24時間やったりとか、すごいことやってるなと思って、今じゃ普通ですが、コミュニティバスをスクールバスにしたりとか、当時は画期的な村長さんでしたが、何を言いたいかというと、やっぱり機械、ITではないんで、やっぱり我々の困っていることを何とかして対応していただきたいなという願いをちょっとしっかり酌み取っていただけたらなと思います。すぐには無理だというふうでございましたんで、引き続きこれは私は地元として地元の方々と話をして、何か改善策ができるように提案してまいります。

件名3です。楽田地区の将来を考えるということで、要旨1、産業集積誘導エリアの偏りによる弊害はないかということで、犬山市都市計画マスタープランの地域別構想を見ますと、産業集積誘導エリアが、どっちかと言うと市南部のほうに多く書かれてるなと感じます。しかもそれが、特に楽田のほうは、居住エリアとその産業集積誘導エリアが割と混在しているような感じがしておりまして、ちょっと気になるので、今回取り上げました。

確かにこの楽田というのは、名古屋、小牧から市内でも一番近い場所で、高速道路へのアクセスもいいところです。だからでしょうが、工業団地が2つあって、今も新たに工場が進出してくるというエリアです。

それはそれで、経済活動だからいいとしても、住環境の悪化というのは、やっぱり工場が来ると懸念はされるわけです。

実際に住民の方からの苦情も多く入ってくるんですが、こういう負担を市の南部だけでやっていくのではなく、市全体でご協力いただけたらというのが、市南部の住民の考えでございます。お考えをお聞かせください。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

市では、産業の活性化や雇用の増進による定住人口の増加に向けて、犬山市都市計画マスタープランの土地利用方針に「産業集積誘導エリア」を位置づけ、企業立地を促進しているところです。

「産業集積誘導エリア」は、工場などの立地に当たり、現在の市街地にまとまった土地がないことから、市街化調整区域内において、既存工場などの立地状況や、国道41号やインターチェンジからの距離、幹線道路や下水道の整備状況、農地転用の可能性などを踏まえ、工場などの立地条件が比較的そろった地域を選定しており、市南部にそのような地域が多くなっています。

しかしながら、都市計画の趣旨として、無秩序に拡散した土地利用を防止するという観点では、現状の都市構造や土地利用を適切に判断した上で、特定の地域に土地利用を集約することは必要なことであり、その上で周辺地域との調和を図っていくことが重要であると考えますので、都市計画マスタープランにおける土地利用方針についてご理解をください。

なお、当該エリアにおいて工場などの立地をするには、事前調査で、関係課による確認や指導が行われ、都市計画法に基づく開発許可に際しては、環境関係などについて支障がないことも確認しています。

今後も引き続き適正な土地利用が図られるよう努めてまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 特に見直しはしないということでしたが、見直しをしろと言っとるわけで、ご理解くださいと言われても、いや理解できないので聞いております。

特に再質問はしませんが、市としてはいいのでしょうか、地元としてはどうなのかというところは、やっぱり役所のほうもちょっとそこら辺は真摯に受け止めていただきたいなと思います。

名古屋、小牧に近いから工場も来るであろうが、住宅も多分たくさんこれから来ると思います。新しく入居、転居してくる人にとって住みやすい環境ってどうなのかなど。この都市計画マスタープランのままでいいのかなという気がしたので、今回取り上げました。ということで要旨2に移ります。

高校、大学、近接エリアへの文教福祉ゾーン、公園ゾーン設置の提案ということで、あめとむちじゃないですが、やっぱり工場ばかりではよろしくないんだろうなと思います。

ということで、たまたま楽田は高校があり、大学があって、大学附属の幼稚園もあります。もちろん小中学校、子ども未来園もあります。そういう市内随一の文教ゾーンでございますので、そこに文教ゾーン、福祉ゾーンとか、里山ゾーンとか、そんなような、要は住民、市民が憩える場所をつくれないう提案でございます。

合わせて、楽田では特にまとまった大きな公園もないので、公園のニーズも高いです。そういう都市公園レベルの規模の公園も造っていただけないかという提案です。お考えをお聞かせください。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

楽田の南東部、犬山総合高校・名古屋経済大学のあるエリアでの「文教ゾーン」、「市民が集う新しい拠点」の整備については、第6次犬山市総合計画の策定中の令和4年9月定例議会の一般質問においても、鈴木議員からご提案いただいています。

ご質問の、犬山総合高校、名古屋経済大学の周辺エリアは、第6次犬山市総合計画では、将来的に新たな土地利用を図ることを想定した、「産業集積誘導エリア」を含む「生活交流ゾーン」と、その東側に隣接した「暮らしと自然が調和したコミュニティ形成ゾーン」に位置づけました。したがって、条件を整えば、現状と異なる用途での土地利用も可能性がないわけではありません。

しかしながら、議員からご提案の、「様々な世代が集い、交流できる新たな空間」を整備していく構想については、現在のところ、民間事業者も含めて具体的な方針や計画もありませんので、今後の土地利用として、新たなエリアを設定する予定はございません。

◎副議長（諏訪 毅君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） これもなかなか厳しい回答でした。そうだろうなと思っていました。でも、別にそれで、ああ、そうですか、じゃあ諦めますというふうには私は思いませんので、これがスタートだと思っています。昨日の一般質問の羽黒城も、あれがスタートだったなと思っていますが、私もここから改めて研究して提案をしてみたいと思いますので、よろしくをお願いします。

4件目です。市民との意見交換会よりということで、要旨1、市内の幹線道路にニックネームということで、これもまた以前、私、一般質問で取り上げたことがあります。富岡荒井線ができました。あそこを何かニックネーム、愛称を付けてくれないかという質問で、付けませんよという答弁で、その後、ちょっと話はずれてくるんですが、行政のほうでは、道路にネーミングライツしますよということで、提案をされました。

ちょっと全く違うんですが、でも市民の人にとっては何とか道路、例えば富岡荒井線とか、楽田の工業団地を南北に走っている道路は、何か名前がつくと、皆さん分かりやすいんですよ。今だと、工業団地の中の道とか言っていて、それは東西か南北かどっちかみたいなような、そうすると、何とかという企業のあの道沿いとか、そういうふうになかなか説明が難しい。一犬線とかもそうですよね。

我々議員とか行政の皆さんは、名称を言えばすぐ分かるけれども、市民の人には分からないので、改めてニックネームを付けられないかということをご提案します。

これは先日、市民との意見交換会、11月23日に開催されました、そこで出てきた意見でございます。お考えをお聞かせください。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

今ご紹介いただいたところと重複しますが、回答させていただきたいと思います。

令和3年11月議会において、「富岡荒井線」にニックネームを付ける提案をいただきました。

たが、この道路の始点と終点である地名、富岡と荒井地区を結ぶ路線として分かりやすいことから、さらにニックネームを付けることは考えていないと答弁をさせていただいております。

また、道路にニックネームをとという提案とは違いますけれども、令和3年度から、空間利用と財源確保の観点から、道路にネーミングライツの可能性について検討を行い、令和4年度に募集事業を実施しました。

募集概要は、「富岡荒井線」を含む市内の幹線道路18路線について、令和4年11月24日から令和5年2月28日までの期間でネーミングライツの提案募集を実施しましたが、提案はありませんでした。

ニックネームを決める場合、町名や地名、施設や観光地、その道路に植えてある街路樹の名前を冠としたものが多く、幹線道路ではエリアが広過ぎることから、路線全体を一つの名前に決めるのは難しいため、行政が主体となってニックネームを付ける考えはございません。

しかし、地域の方が自由にニックネームを付けることにより、その道路に愛着を持ってもらうことは大変によいことだと考えております。

◎副議長（諏訪 毅君） 鈴木議員。

◎13番（鈴木伸太郎君） 冒頭に富岡と荒井地区を結ぶ路線で分かりやすいということだったんですが、やっぱり分かりにくかったんですね。楽田の人から、あの新しい道路っていうふうには言われるんですが、富岡荒井線っていう市民の人はちょっと少数派です。というのを、私たちはやっぱり認識したほうがいいと思うんです。行政用語なんですよ。富岡荒井線って。

ニックネームは付けないよと、地元で付けるのは自由ですということなんで、地元で一回考えてみようかなと思います。

以上で、質問は終わりました。

最後に、大河ドラマを見ていらっしゃる方、たくさんいらっしゃると思います。今度最終回ですけども、先週、刀伊の入寇という、大陸のほうから賊が攻め行って、太宰府にいる武者たちが頑張った場面がありました。その報告を受けた都の偉い人たちが、遠くのことから起きたことだからよう分からんみたいな感じで、何かぼんやりとしていたのを見ていて、多分あれ全国の地方議員がたくさん見たと思います。うちの町はどうだろうっていう、いろんな議員が思ったと思います。犬山ではそうでないと信じております。

これからも楽田の議員として、いろいろ地域の課題解決に向けて頑張ってもらいますので、そのときはまた、よろしくお願いします。ありがとうございました。

◎副議長（諏訪 毅君） 13番 鈴木伸太郎議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午前11時まで休憩をいたします。

午前10時49分 休憩

再 開

午前11時00分 開議

◎副議長（諏訪 毅君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

17番 柴田浩行議員。

◎17番（柴田浩行君） 17番、創犬会、柴田浩行です。通告に従いまして4件の一般質問をさせていただきます。

件名1、犬山城の防災対策の強化について。

要旨1、犬山城防災対策計画について。

犬山城の防災対策の強化については、繰り返し一般質問をさせていただいております。令和3年2月定例議会の一般質問では、設備と人員の両面から管理体制の強化に取り組んでいくとの答弁をいただいております。この答弁を踏まえまして、質問させていただきます。

現在策定しています犬山城防災対策計画について、2点確認いたします。

1点目、計画を策定する目的について、2点目、防災対策上の課題についてお示しく下さい。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

現在、策定を進めている犬山城防災対策計画では、これまで実施した防災対策を含め、天守と史跡の両方を対象に、ハード、ソフトの両面から、現状の対策を検証しながら見直しを図り、総合的な防災対策を計画的に行うことで、先人が残した貴重な文化財を後世に確実に継承することを目的としています。

策定に当たっては、建造物や史跡の専門家と防災の専門家から構成する犬山城防災対策検討委員会を立ち上げ、天守の所有団体や文化庁などにもオブザーバーとして参加していただき、現在は、主に天守の防火・防犯対策について審議をしています。

審議の中で、防災対策上の課題として挙がっている事項は大きく3つあります。

初めに、火災の早期覚知と火元の特定です。

現在、天守各階に熱感知器を設置し、また、1階から2階へ登る階段と3階から4階へ登る階段の上部には煙感知器を設置しており、火災発生時は警報音で入場者に知らせ、警備員が火元に駆けつける仕組みを取っています。よりの確に素早く発生箇所に駆けつけ、初期消火に取りかかることができるよう、感知器の増設や最新設備への更新が必要となります。

次に、迅速な初期消火と避難誘導を両立した、ハード・ソフト両面での強化です。具体的には、避難誘導を行いながら、初期消火に当たるための有効な人員が配置されているか。また、人による消火活動が困難な場所があれば、そこをいかに消火するかです。

最後に、既設設備を今以上に扱いやすいものに更新することです。

延焼防火のための放水銃が天守周りに4基あり、うち2基は地下に格納しており、取扱いに習熟が必要なため、より操作が簡易な機器への更新が必要となることです。

◎副議長（諏訪 毅君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。答弁を踏まえて再質問させていただきます。

天守について、策定した計画に基づき、今後ハードとソフトの両面からどのように防災対策の強化に取り組んでいくのか、具体的な取組とスケジュールについてお示してください。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

天守の防災対策の強化としては、先ほどお答えした課題を中心に、委員会で具体的な方法の検討を行っています。

火災の早期覚知と火元の特定については、反応が早い煙感知器を全階に増設するとともに、感知器単位で火災発生箇所を特定し、すぐ駆けつけられるよう、受信機をR型受信機に更新します。

また、天守外からの放火や延焼にも対応できるよう、天守四方を警戒する炎感知器と、監視カメラを新設します。

迅速な初期消火と避難誘導の強化については、まず警備員が火災現場に駆けつけ、消火器または屋内消火栓で消火をするため、どの階で火災が発生しても、すぐ駆けつけられるよう、警備員の増員を計画しています。

特に、夜間警備員については、犬山城防災対策検討委員会から必要性を強く指摘されているため2名体制とし、昼間の警備員についても特に入場者の多い休日を中心に増員することで、初期消火体制のさらなる強化を図ります。

このような対策を取った上で、なお、人力による初期消火が困難な箇所がないか見極めを行っており、自動的に初期消火が可能なスプリンクラー設備の導入についても、現在、審議しているところです。

既存設備の更新については、放水銃を地下格納式から地上式に見直し自動化を図ることのほか、電気配線や分電盤を含む電気機器について、落雷による故障を防ぐため、SPD（避雷器）を搭載したものに更新します。

対策に当たっては、木造の文化財建造物である国宝天守の価値を損なわず、かつ、人的被害の回避が十分に期待できるものとする必要があるため、様々な観点から検討を行っています。

今後、設置方法についても部材への影響を考慮しながら、詳細な仕様の検討が必要となりますので、工事を伴うハード面での対策については、令和7年度中に防災対策計画を策定し、実施設計を経て、令和9年度から順次、防災設備の更新・新設工事を行う予定です。

また、計画策定を待たずともできる警備員の増員については、令和7年度から対応できるよう準備を進めてまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。犬山城は私たち犬山市民の宝であり、国民の宝です。確実に次世代に継承していくことは、今を生きる私たちの責任だと考えます。犬山城の防災対策のさらなる強化を望んでおります。

件名2です。犬山の学校給食について。

要旨1、給食室の整備について。

学校給食について令和5年11月の定例議会にて一般質問をさせていただいております。学校給食は犬山の教育施策の大きな柱の一つです。しかし、学校給食を維持していくためには、施設の老朽化などの課題があります。

前回の答弁では、施設の整備計画について、令和6年度に専門家による調査点検を実施し、整備計画を策定する予定ということでありました。この答弁を踏まえまして2点、質問させていただきます。

1点目、どのような調査や点検を実施したのか。

2点目、調査や点検の結果に基づく課題についてお示しください。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

現在の給食室ですが、羽黒小学校、犬山南小学校を除いて建築から30年以上を経過し、老朽化が進んでいることは明らかなことから、安全な給食を提供するため、給食室の整備計画を策定することを目的に、「給食室調査・設計方針策定業務」を令和6年7月より委託しています。

調査は、昨年度改築した南小学校、今後学校整備を予定している城東中学校及び城東小学校を除いた、11校の給食室・配膳室を対象とし、床や壁、天井といった内装、給排水設備、電気設備、換気設備等について、4段階の評価基準を設定し、点検業者及び有資格者による目視調査を実施し、現在の給食室を継続利用することを前提に、部分改修で対応可能なのか、全面改修が必要なのか判定するものです。

夏休み期間中に現地調査を完了し、令和7年3月に全ての学校の設計方針案を作成する予定です。

課題としては、全ての学校で老朽化が進んでいることであり、全ての学校において何らかの改修が必要で、全面改修に近い大規模な改修が必要という学校もあります。

一方で、給食室と同様に校舎や屋内運動場も老朽化が進んでおり、計画的な改修が必要であり、現在の長寿命化計画にある防災機能強化工事や防水工事等といった対策も継続する必要があります。

全体の施設の長寿命化計画を踏まえながら、給食室の改修についても全体の優先順位を決めていくため計画を精査してまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。全ての学校において何らかの改修が必要であり、大規模改修が必要な学校もあったということで課題が明確になりました。計画に基づく適正な整備を期待しております。

要旨2です。学校給食の在り方について

前回の一般質問にて、犬山の学校給食のよさを生かした上で、今後の学校給食の在り方について教育長のお考えをお示しいただきました。教育長からは、親子給食方式について答弁

がありました。この答弁と先ほど答弁いただいた給食室の現地調査の結果を踏まえた上で、教育長に質問させていただきます。

親子給食方式を導入すべきだと提案させていただきます。親子給食方式の導入について、どのような検討がなされているのかお示してください。また、親子給食方式の導入について教育長のお考えをお示してください。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

滝教育長。

〔教育長 滝君登壇〕

◎教育長（滝 誠君） 久しぶりの懐かしい光景ですね。ご指名をいただきましたので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

犬山の学校給食は、これまでもそうですし、これからも自校方式を大切にしたいという思いはあります。ところが、この先、どの学校も児童生徒の数が減少してまいります。それに伴いまして、県から配置をされる栄養教諭も削減される。また、子どもたちの数が減ると、給食の食材を、そういった小規模校に運ぶという、また、問題もあるわけでありまして、こういった問題や課題を解決するためには、犬山の学校給食については、親子方式も含めた幅広い選択肢の中から、今後の在り方については検討していかなきゃいけないなというふうに思っているところであります。

現在の学校給食の調理業務委託が、来年、令和7年の7月に切れることになるんですね。8月から新たな契約を結ぶことになっていくわけでありましてけれども、今ご提案をいただいた親子給食が、この来年8月からの新たな契約で実施できないかどうか、内部で検討を進めてまいりました。

その結果ですが、先ほど部長からも答弁ありましたが、ほとんどの小中学校の調理室が老朽化が激しくて、大規模な改修を必要としているという現状、それから親子給食を実施しようとする場合に、親となる給食室、特別な防火対策、壁だとか床だとか、特別な防火対策が必要になること、それから親の学校から異なる学校へ給食を運ぶための手段、それから運搬のためのスペース、これが新たに必要となってまいります。また、親学校から子学校へ出来た給食を運ぶための保温性の高い食缶の準備も必要となってくるわけでありまして。

今申し上げたように、早急に解決をしなくてはならない課題、問題があまりにも多い。これは来年の8月からではちょっと間に合わないだろうということから、来年8月の新しい契約での親子給食の実施は難しいというふうに判断をしています。

したがって、親子給食については、次の次の契約、具体的には令和10年の8月になると思いますけれども、この時期を目標にして、まずは今井小学校と東小学校の親子給食を実施できるよう、努力をしてまいりたいというふうに思っています。

そして、その状況を見ながら、新たな課題が発生する可能性もありますので、その解決も含めて、次の次の次の契約においては、栗栖小学校と犬山北小学校の親子給食が実施できたらいいなというふうに考えているところであります。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） 教育長ありがとうございました。ある程度、方針というか、検討の方向性が見えたと思っています。これからも子どもたちにおいしい給食、楽しい給食を提供していただくことを期待しております。

続きまして、件名3です。子ども・子育て支援の強化についてです。

要旨1、こども家庭センターについて。

今年度、市長の施政方針において、こども家庭センターの設置によって、子育て支援体制の強化、充実を図っていくと示されました。こども家庭センターは、犬山の子育て支援において中核となる重要な機能を果たしていかなければいけません。しかし、現状、十分に機能を果たしているのか、正直言って疑問であります。

2点、確認の質問をさせていただきます。

1点目、こども家庭センターの設置目的について、2点目、運営体制についてお示してください。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

こども家庭センターは、児童福祉法に規定されており、全ての乳児、幼児、児童及び妊産婦に対し一体的に相談支援等を行うことを目的とし、母子保健と児童福祉が一体的に提供できる体制が構築されたものとされています。

当市では、令和6年4月に教育部局にあった子ども未来課を健康福祉部に統合し、保育に関することを子ども未来課、それ以外の児童福祉に関することを子育て支援課の2課に分割し、子育て支援課をこども家庭センターの主管課と位置づけ、健康推進課の母子保健部門を含め「犬山市こども家庭センター」と位置づけ、主たる窓口を主管課である子育て支援課としています。

続きまして、運営体制についてですが、こども家庭センターは、児童福祉と母子保健の一体的な支援の提供を行うため、センター長をトップとした指揮命令系統の確立が求められており、当市においては、センター長を子ども・子育て監、副センター長には、健康福祉部長をそれぞれ充てています。

また、職員体制としては、センター長、副センター長、及び関係機関や2課の連携調整などを主として行う統括支援員を置くほかは、特に規定はしていないことから、子育て支援課全ての職員と健康推進課の母子保健担当職員がセンターの構成員として整理しています。

なお、実際の業務運営につきましては、課の設置場所が本庁舎と保健センターの2か所となるため、それぞれの課に設置している統括支援員を中心に、定期的に合同会議を開催するなど情報連携や支援業務などが円滑に推進されるよう努めているところです。

◎副議長（諏訪 毅君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。設置目的と運営体制を確認いたしました。

再質問です。健康福祉部長に質問させていただきます。

こども家庭センターは健康福祉部の中に位置づけられています。健康福祉部全体として、

子育て支援と母子保健との連動は十分に取れているのか。さらには、児童福祉などとの連動は十分取れているのか。

厳しい質問をしますが、こども家庭センターの現状の課題、そして今後の機能強化への具体的な取組についてお示してください。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質問にお答えします。

当市のこども家庭センターの現状としては、児童福祉法の改正を受け、先ほど答弁させていただいたとおり、全ての妊産婦、子育て世帯や子どもに対し、一体的に相談支援を行う機関として機構改革を行い、設置した機関であります。議員ご指摘のとおり、まだまだ設置目的に近づいているとは言い難い状況にあります。

また、連携については、それぞれの課の職員が、合同会議などで情報共有や連携確認を行っているものの、センター設置前の母子保健関連の子育て世代包括支援センター、児童福祉関連のこども家庭総合支援拠点の枠組みから移行しきれていないのが現状です。

センターを所管する部として課題に感じていることは、まず、こども家庭センターという枠組みが新たに設置され、母子保健と児童福祉は一体のものとして目的に取り組んでいくという職員意識の確立が最も重要であると感じています。

また、事務的な部分については、それぞれの部門がお互いの制度を理解しながら、重複している制度や欠けている制度を精査し、合理的で抜けのない支援策などを整理する必要などがあります。

今までにノウハウのないヤングケアラーや、今年5月に起きた虐待を疑う死亡事例の内部検証を踏まえた児童虐待に対する業務の総見直しなど、こども家庭センターとして取り組んでいかねばならない課題は山積していると認識しています。

こうしたことを受け、機能強化の取組はどのようにしていくかではありますが、まずは「機能させる」ことにしっかり取り組み、その上で、強化すべきことを明確にし、必要な取組を進めていきたいと考えています。

◎副議長（諏訪 毅君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。繰り返しになりますが、こども家庭センターは犬山の子育て支援において中核となる重要な機能を果たさなければいけません。センター長は責任をもって、こども家庭センターをしっかりと機能させてください。

要旨2です。犬山幼稚園について。

令和5年11月定例議会の一般質問において、犬山幼稚園の今後の在り方について、犬山幼稚園、丸山子ども未来園、こすもす園の機能を併せ持った複合園の展開を提案させていただきました。

市長からは、犬山幼稚園と丸山子ども未来園、そしてこすもす園の複合化の在り方について検討を進めていきたいという答弁をいただいております。

そこで、2点、確認の質問させていただきます。

1点目、犬山幼稚園について。現状の園児数、次年度の募集状況について、お示してください。

2点目といたしまして、市長の答弁を踏まえ、犬山幼稚園と丸山こども未来園、そしてこすもす園の複合化の在り方について、どのような検討が進められたのか、お示してください。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

犬山幼稚園の現在の園児数は、年少10人、年中14人、年長16人、合計40人です。定員は160人ですので、在園率は25%です。

令和7年度の入園申込み状況は、現時点で年少9人、年中9人、年長14人、合計32人で、在園率は20%で、在園児数は減少の状況にあります。

次に、昨年11月定例議会の一般質問の市長答弁を踏まえ、どのような検討が進められたかという点についてお答えします。

計画では、建築後経過年数が一番古い施設である丸山子ども未来園の更新に合わせ、隣接するこすもす園との複合化と犬山幼稚園の在り方を検討していくこととしました。

検討事項は、主に2点です。

1点目は、こすもす園をほかの公共施設と複合化するか、現在地で継続していくかという点です。

こすもす園は、障害児とその保護者に対する集団療育支援を実施する母子通園施設のため、丸山子ども未来園との複合化以外に、同じ犬山地区にあるほかの公共施設で、保健師が配置されている保健センターとの複合化も可能性としてはあります。

また、施設自体も平成8年建築で建築年数も比較的新しいことから、ほかの施設と複合化せず、現状のまま継続するという選択肢もあります。

2点目については、犬山幼稚園の在園児数の状況を踏まえた今後の在り方について検討していますが、様々な問題があります。

現在地で公立幼稚園として継続していくためには、現状の在園児数をいかに増員していくかが課題です。犬山幼稚園では、昨年度より、夏休み、冬休みなどの長期休業日の預かり保育の実施や、幼稚園での子育て支援事業を月2回開催するなど実施していますが、大幅な在園児増員にはつながっていません。

次に、現在地で「幼稚園」から「認定こども園」に移行し、ゼロ歳から2歳児を受け入れていくとした場合、保育室、駐車場スペースなど、児童受入れのための環境整備が必要となることなどの課題があげられます。

犬山地区にある3施設の今後の在り方、特に犬山幼稚園については、今後の方針を決定する時期に来ているものと認識しております。

◎副議長（諏訪 毅君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。しっかりと検討が進んでいることを今、確認いたしました。

市長に再質問させてください。

犬山幼稚園の在り方について、丸山子ども未来園とこすもす園との複合化も含めまして、明確な方向性をお示しください。

また、犬山幼稚園の立地は、今後整備する屋内型キッズスペースとの連携を図る上では好立地だと考えます。犬山幼稚園の在り方を検討する上で、現在の立地を生かした子ども・子育て支援の強化を検討すべきだと提案させていただきます。市長のお考えをお示しください。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 柴田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

丸山子ども未来園とこすもす園の複合化、そして犬山幼稚園の在り方については、今、答弁したとおりです。それぞれ検討していますが、様々な課題もあり、その方向性について、今はお示しをすることができません。

特に犬山幼稚園については、在園児数の減少が急速に進んでいます。園児を増やしたいとの考えで、夏休みや冬休みに預かり保育を実施しました。犬山幼稚園を開放して子育て支援を行ってきました。しかし、残念ながら減少傾向に歯止めがかかることはありません。それにここから園児数が大きく増加することは難しいと考えています。

その状況の中、答弁で申し上げたとおり、検討内容についてお示しをさせていただきました。

1つ目は、現在地での公立幼稚園としての継続です。もう1つは、現在地での「公立幼稚園」から「認定こども園」への移行でした。

しかし、犬山幼稚園の現状を直視するのであれば、それに加える検討もしていかなければならないとも思っています。それは、将来的な「閉園」という選択もせざるを得ないかもの検討であります。

申し述べてきたよう、特に犬山幼稚園の在り方については、現在、検討しているところであります。しかもその検討は、じっくり時間をかけて判断するものではありません。幼稚園の入園説明会が例年10月上旬に開催されるため、遅くとも、来年の夏頃には、その方向性をお示しさせていただきたいと考えています。

次に、犬山幼稚園の立地を生かした子育て支援の強化を検討すべきとのご提案です。

現在の犬山幼稚園の場所は、駅に近く好立地です。それにこれから進めていく予定である屋内型キッズスペースや保健センター、子ども未来センターや、教育支援センターなどがあり、子育て支援エリアになり得る場所でもあります。ですから、幼稚園としての機能の方向性により、その後の施設の活用方法の在り方が大きく左右されてくることとなります。

利活用については、屋内型キッズスペースで展開される相談事業とのすみ分けや、そこでどのような子育て支援事業を展開していくのか、また、施設の効率的な維持管理の点から維持していくべきかなども含めて、様々な角度から検討していきたいと考えています。

犬山幼稚園の在り方の判断の答えと、立地を生かした子育て支援強化の判断の答えの時期というゴールは異なるかもしれませんが、どちらも重要な判断となりますので、セットで同

時に検討を重ねてまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） 市長、答弁ありがとうございます。厳しい状況は理解いたしました。犬山幼稚園の在り方については、来年の夏頃には方向性を示していただけるという答弁でした。時間軸が明確になりました。また、犬山幼稚園の立地を生かした子育て支援の強化についても、検討を進めていただき、新しい展開を図っていただくことを期待しております。

それでは、件名4です。スポーツ施設の維持管理について。

平成31年2月定例議会の一般質問にて、多目的スポーツ広場と体育館について、計画的な修繕の必要性について提案させていただいております。もう早いもので、あれから約5年9か月が過ぎました。そこで、今回の質問をさせていただきます。

要旨1です。羽黒中央公園多目的スポーツ広場について。

まずは、現状について、3点、確認させていただきます。

1点目、使用状況について、2点目、施設の現状について、3点目、利用者や管理者からの施設の修繕に対する要望や意見についてお示してください。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

羽黒中央公園多目的スポーツ広場は、平成26年6月の供用開始以来、多くの方にご利用いただき、令和5年度の年間を通じた稼働率は57%となっており、特に、土曜、日曜、祝日の稼働率は91%と非常に高くなっています。

また、夜間の稼働率についても、年間を通じた稼働率が76%、土曜、日曜、祝日の夜間稼働率は83%であり、夜間も多くの方に利用していただいております。

利用種目はサッカーやフットサルがメインとなりますが、最近ではグラウンドゴルフやヨガなどの多目的にご利用いただいているところです。

一方で、人工芝の摩耗やコートライン部の亀裂など、人工芝の劣化が進んでいることから、指定管理者と協議をしながら、部分的な補修などのメンテナンスで対応している現状です。

施設修繕に対する利用者からの要望については、11月6日に犬山市スポーツ協会と犬山サッカー協会の連名による「人工芝の全面張替に関する要望書」が提出され、早期の改修工事の要望をいただいております。

また、指定管理者からは、利用者の安全を確保する観点から大規模修繕の必要性について意見をいただいております。市としては、現在、大規模改修の実施について検討を進めている状況です。

◎副議長（諏訪 毅君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。現状について理解いたしました。

再質問させていただきます。2点、お伺いします。

多目的スポーツ広場の人工芝について今お話がありましたが、1点目として、どのような修繕が必要なのか。

2点目です。全面張替えなどの大規模修繕を実施した場合の費用について、お示してください。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

多目的グラウンドの人工芝については、摩耗により人工芝が擦り切れてしまっており、ゴムチップの充填剤が露出している状況であり、改修については人工芝の全面的な張替えが必要であると考えています。

全面張替えに係る工事費用については、複数の業者に見積りを徴取したところ、見積額としては約2億円となります。

◎副議長（諏訪 毅君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。今の答弁を受けまして、再々質問をさせていただきます。3点お伺いします。

1点目、多目的スポーツ広場の人工芝について、2億円というお金がかかるかもしれませんが、大規模修繕を実施すべきだと提案いたします。

2点目といたしまして、大規模修繕を実施した後、さらなる維持管理についてどのように取り組んでいくのか。

3点目として、今回、大規模修繕を実施したとしても、また約10年後には大規模修繕が必要と想定されております。修繕計画を策定して、修繕費等を準備すべきだと提案いたしますが、お考えをお示してください。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再々質問にお答えします。

多目的グラウンドの人工芝の張替えの必要性については十分に認識しており、現在、施工方法や、助成金、スポーツ振興基金の活用などの財源を含めた検討を進めているところです。

改修工事の実施には、高額な費用が必要となることから、財政状況を踏まえつつ、市全体の事業の優先度の中で、早期の実施に向けて取り組んでいる状況です。

大規模改修後の維持管理につきましては、人工芝を良好な状態で少しでも長く維持し、長寿命化を図っていくためには、毎年、専用機器によるゴムチップのほぐしや人工芝の起こし作業を確実に実施し、4年から5年後にゴムチップの充填を行うなど、施工事業者やメーカーと緊密な協議を行い、適切に維持管理をしていくことが重要です。

また、人工芝の張替えについては、他自治体等の近隣施設の事例を見ると、約10年で全面張替えを行っており、改修工事を実施した後は、次回に想定される工事費用を計画的に積み立てる修繕計画を策定することが必要だと考えます。

エナジーサポートアリーナのネーミングライセンス料や指定管理者の協力金などについては、市民のスポーツ振興及び健康増進を図る目的でスポーツ振興基金として積み立てており、活

用をしていきたいと考えていますが、大規模改修に伴い、利用料の見直しなど受益者負担についても合わせて検討していく必要があると考えます。

◎副議長（諏訪 毅君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。5年9か月前に質問したのは、この時期がやってくるということが分かっていたので質問させていただいております。

大規模修繕の必要性については十分に認識されており、財源を含め、早期の実施に向けて取り組んでいただいているということは理解いたしました。さらに今後の大規模修繕を考え、修繕計画を策定していただくことを期待しております。

それでは、要旨2です。犬山市体育館についてです。

体育館について、まず現状3点確認いたします。

1点目、使用状況について、2点目、施設の現状について、3点目、利用者や管理者からの施設の修繕に対する要望や意見についてお示してください。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

エナジーサポートアリーナのメインアリーナの令和5年度の年間稼働率は63%、土曜、日曜、祝日は83%となっています。

また、夜間の年間稼働率は87%で、土曜、日曜、祝日の夜間稼働率も81%と高く、利用種目については、バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球など多種多様な種目で、大変多くの方にご利用いただいております。

施設の現状としては、メインアリーナに床材の剥がれ等の不具合が発生しており、現在は指定管理者と協議しながら、部分的な補修によるメンテナンス対応をしている状況です。

指定管理者からは、利用者のけがを防止する観点から、フローリング部分を早期に修繕する必要があるとの意見をいただいております。

メインアリーナについては、2026年に開催される第20回アジア競技大会の練習会場の候補にもなっており、現在、フロアの修繕工事の実施について検討を進めているところです。

◎副議長（諏訪 毅君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。現状について確認させていただきました。

答弁を受けて再質問させていただきます。2点お伺いいたします。

体育館の床について、1点目、どのような修繕が必要なのか。

2点目、修繕を実施した場合の費用についてお示してください。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再質問にお答えします。

メインアリーナのフロアについては、傷みが激しい移動式バスケットゴールの設置箇所4か所のフローリングの下地材を補強し、床材約150平方メートルの張替えに加え、フロア全

面1,662平方メートルのウレタン塗装が必要であると考えています。

工事費については、複数の業者から見積りを徴取したところ、約1,600万円がかかる見込みです。

◎副議長（諏訪 毅君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。こちらの補修にも1,600万円ぐらいのお金がかかるということでもあります。

今の答弁を受けまして、再々質問させていただきます。これも3点お伺いいたします。

体育館の床について、修繕を実施すべきだと提案いたします。

2点目、修繕を実施した後の維持管理について、どのように取り組んでいくのか。

3点目としては、今後、大規模修繕ですね、床の全面張替えなど、そういったことが必要になると考えられますが、それに向けて修繕計画を策定して、修繕費等を準備すべきだと提案いたしますが、お考えをお示してください。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） 再々質問にお答えします。

メインアリーナのフロア材の剥がれ等の修繕については、早期に修繕することが必要であると考えております。

また、フロアの修繕後の維持管理について、長寿命化を図る上では、指定管理者による日常的なチェックの情報共有をしっかりと行い、施設の劣化を的確に把握して、適切な補修対応をしていくことが大切です。

施工事業者にフローリング部の維持管理について聞き取り等を行っていますが、利用頻度が高く塗装面が劣化した箇所に、表面の滑り止め加工を行う軽微な補修を定期的に行うことで、フロアを良好な状態に維持し、長寿命化を図ることができるということです。

今回想定しているフローリングの研磨とウレタン塗装による修繕工事については、床材は一定の厚みがあることから、現行施設に対して2回程度の実施が可能であるとのことですが、その後には全面張替えが必要になります。

約30年後には、メインアリーナの全面張替えの大規模改修工事が必要となると想定されますが、施設としてはそのほかにも空調設備などの大規模な修繕も必要となることから、今後、長寿命化を図るための適切な修繕計画を策定し、工事費用についても計画的に積立てを行っていく必要があると考えています。

修繕費については、先にお答えしましたとおり、エナジーサポートアリーナのネーミングライツ料や指定管理者の協力金などによるスポーツ振興基金の活用に加え、利用料の見直しなどの受益者負担の在り方について、しっかりと検討してまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 柴田議員。

◎17番（柴田浩行君） ありがとうございます。こちらに必要な修繕を早期に実施することを期待しております。さらに今後の大規模修繕を考えて、修繕計画をしっかりと策定していただければと思います。

要旨3です。スポーツ施設の使用料について。

これまでの答弁を踏まえて、市長に質問させていただきます。

スポーツ施設の適正な運営や管理維持を行い、市民サービスの充実を図るためには、適正な維持管理経費等が当然必要となってまいります。先ほど答弁で、利用料の見直しなど受益者負担の在り方について検討していくということでありました。

そこで、来年度、多目的グラウンドの人工芝、体育館のメインアリーナのフロアの修繕を実施して、まずは安全性と施設の使いやすさの向上を図る、その上で、適切な維持管理経費等を確保するために、使用料の値上げを検討すべきだと提案させていただきます。

また、市民と市外の人の使用料についても見直しを検討すべきだと提案させていただきます。

使用料の見直しについて、市長のお考えをお示してください。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 柴田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

犬山市の施設では、多くの老朽化が進んでいます。しかも修繕が必要な施設は増えるばかりであります。市民皆さんに安心して安全にスポーツ活動を行ってもらうためには、大規模な修繕などを見据えた維持管理の在り方に取り組んでいかなければならないタイミングだと強く認識をしています。

エナジーサポートアリーナのフロア修繕や多目的スポーツ広場の人工芝の張替えは大きな課題です。想定される大規模修繕に対応していくためには、使っていただいている皆さんにも負担のご協力とご理解をいただいた上で、利用料の値上げを考えることは避けられないことと思っています。それは、持続可能な施設利用のためであります。

また、市民と市外利用者の利用料について、エナジーサポートアリーナは市外利用者が市民の2倍の使用料金となっています。一方で、多目的スポーツ広場は同額となっています。これで整合性が取れているとは言えません。

市民の利用を優先するためにも、多目的スポーツ広場についても、エナジーサポートアリーナと同じように、市民と市外利用者の利用料金の在り方について考えていかなければなりません。これは、ほかのスポーツ施設についても同じことでもあります。

そこで、持続可能な施設利用と市民ファーストでご利用いただくことを考えた使用料の在り方を、そのほかのスポーツ施設を含めて、十分に検討し、見直しに取り組んでまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 17番 柴田浩行議員の質問は終わりました。

お諮りいたします。午前中の会議はこれをもって打ち切り、午後1時まで休憩いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎副議長（諏訪 毅君） 異議なしと認め、さよう決しました。

午後1時まで休憩をいたします。

午前11時47分 休憩

再 開
午後 1 時00分 開議

◎副議長（諏訪 毅君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

議員各位に申し上げます。11番、岡 覚議員から、一般質問に関連する資料を配付する旨、申出がありましたので、これを許可いたしました。

11番 岡 覚議員。

◎11番（岡 覚君） 皆さんこんにちは。日本共産党犬山市議団、岡 覚です。今回、3件の一般質問を通告いたしました。これに基づき質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

質問の1、市議会から市長に提出した新年度予算編成に合わせての申入書のうち、中学校2年生と3年生について、30人程度学級の実現を図ることの進捗状況等について。

質問の1、2、3とも関連の資料を提出させていただきました。申入書につきましては資料の1の①に示したものでありますが、9月議会の決算審査を通じて、各常任委員会、3つの常任委員会でそれぞれ議論をし、新年度予算編成に関しての申入書を作ろうということで行った中の民生文教委員会の一つのテーマを、さらに議員全員協議会で確認して市長に提出したものであります。

とりわけ私は9月議会の一般質問で、学校教育に関わる様々な課題について、これについて質問をしました。

そしてまた、委員会の審議の中でも、こうした課題について質疑を重ね、審議を進めました。加えて議員間討議の中で、特に35人学級が進展している中でも、もともとは犬山の学校教育の教育改革については、30人程度学級というのがテーマであったということを含めて、新年度の現時点での予定や、この間、35人学級が進展する前の状況、進展している中での状況なども確認しながら、来年度、令和7年度については、もう少しこういう学級編制に進展してほしいよねというふうに議員間討議で申し出て、そして、民生文教委員の共通認識の下に、今回の申入書が出来上がったというふうに、私自身は思っています。

これに関して質問の趣旨の1、この申入書をどう受け止めているのか。

そして、この申入書を実現する上での課題、クラス担任教員や教科教員の確保などについてであります。

配付いたしました、令和7年度授業改善犬山プランに関わる学級編制案を見てください。この中で中学生のところに黒丸に白抜きの数字が書かれたものがあります。これは、犬山市独自に少人数学級編制を進めるということを示し、その結果、増加する学級数を含めた、例えば犬山中学校の3年生ですと、今の国、県の基準ですと39人学級編制になるのを、犬山市独自に1学級増やして6クラスにして33人にするという、こういう数字になっています。全部で5クラス、犬山市独自に増やそうということでもあります。

そして注目してほしいのは、35人学級という中で、中学校の1年生までは、国の制度と県の制度で35人学級になってきていますけれども、中学校2年生、3年生は40人学級でありますので、39人とか36人でも別に構わないわけではありますが、35人を超えるところについては、犬山中学校の3年生のように1クラス増やすという形になっています。ところが、35人だとよしとしようかというのが、令和7年度の現時点での、これ12月10日になっていますが違いますね、9月時点での予定数になっています。

ところが、犬山はもともと35人学級の前に、犬山の教育改革の進めた時代から、30人程度学級という形で、その目標を持って進めてきました。

1枚、もう一つの令和3年度の同様の表を見てください。ここに先ほど言いました黒丸に白抜きの数字が全部で9クラスあります。この9クラスが犬山市独自で増やした学級数です。

例えば、この中にレ点が入っているのが2つありますね。レ点ですね。犬山南小学校の4年生のクラス、これは35人学級になってしまうが、ここにレ点が入っています。つまり35人では多過ぎるぞという、30人程度学級の姿勢を堅持していた教育委員会の判断です。

そして、ここで35人学級だけれども、1クラス増やして3クラスにして、1学級23人にしようと、これが令和3年度です。そして、もう一つレ点があるのが、羽黒小学校の5年生です。これも35人学級ですから、今で言えばもうこれはなぶらないということなんですが、当時の教育委員会は、うちの教育改革では30人程度学級だからということで、レ点を入れて、ここも1クラス増やして、そして3クラスにして23人のクラスにしたと、24人ですね。という中で言いますと、しかもこの時代で言えば、犬山市独自で10クラスの増の教員の体制を独自に確保して進めてきた。

実は国、県の35人学級は、このときは3年生まで進展しました。国が2学年、県が1学年という状況です。この2年前はもっと厳しかったのが犬山市の状況だと思いますが、私のところに資料が残っていませんので、令和3年度だけ資料として提出しました。

ただ、この令和3年度に35人だけれども、さらに30人程度学級にしようということが、レ点を入れて2クラス増にしたというのは、非常に特徴的な先人たちの努力だったというふうに思っています。

そういう中で、今回、もう一度振り返りますと、資料1の②の令和7年度の予定のところですね。こういう立場に立つと、犬山中学校の2年生、現在は35人で6クラス、これは先ほどの令和3年度に比較すれば、ここにレ点を入れて、もう1クラス増やすべきではないでしょうかということなんです。

それから、東部中学校の3年生、これも現在35人の学級編制を予定していています。これもレ点を入れて、もう1クラス増やして4クラスにすべきではないかということです。

さらに言えば、東部中学校の2年生が33人ですが、これはレ点を入れるのか、30人程度学級は、33人まで許容すべきなのか、私も迷うところではありますが、これは教育委員会が判断すべきものだなというふうに思っていますけれども、少なくとも、かつては令和3年度ではレ点を入れて35人学級を30人程度学級にしようという形でクラスを増やしてきた犬山中学校の2年生や東部中学校の3年生については、クラス増を図るべきだというふうに私は思い、9月議会の委員会の審議や議員間討論でも発言をしてきました。

こうした中で、ただ単にクラスを増やせばいいというだけではなくて、そのための教員の確保、そして中学校ですので、それぞれの教科によって教員増が必要になる場合があると思います。これも確保しなければならないということで、大変な課題だというふうに私も思っていますが、しかし私自身も犬山の教育改革が、かつての石田市長、瀬見井教育長の時代にスタートしましたが、そのときから、これを応援する立場で、頑張っしてほしいという思いでエールを送ってきた者として、これはやはり今回、レ点を打って進めるべきだという思いでいっぱいであります。これについてはどのように受け止めているのか、最初に質問いたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

令和7年度の少人数学級については、小学校では国の制度が今までの犬山市に追いつく形となり、全学年において35人を上限とする学級編制となります。

中学校においては、国制度では全学年が上限40人による学級編制であり、中学校1年生は県制度により上限35人の学級編制となっています。そのため、中学校2年生、3年生は、犬山市独自で上限35人の少人数学級とし、5学級増やす予定であることは、前回の令和6年9月議会の一般質問でお答えをし、また議員が配付した令和7年度授業改善犬山プランに関わる学級編制案のとおりです。

平成29年度まで主に小学校で実施してきた32人を上限とする30人程度学級を、令和7年度の中学校2年、3年で実施するとなれば、9学級増やすこととなります。

実現した場合の課題は主に3点で、教員不足による常勤講師、非常勤講師といった人材確保の困難さ、授業時数の増加による学校現場への負担増、財源の確保と考えています。

特に財源の問題として、令和3年度当時は、非常勤講師などのパートタイム会計年度任用職員には勤勉手当は支給していませんでしたが、令和6年度から支給していたり、人材確保といった点で、令和6年度から非常勤講師の時給単価を400円上げたりしたことで、採用人数が変わらなかったとしても、必要な経費は増えているという現状があります。

今回の申入れに対する受け止めとしましては、今まで取り組んできた犬山の教育にご理解をいただき、議会からの力強いご支援をいただいていると理解しています。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。最後に答弁にもありましたように、犬山の教育改革を応援する立場で、エールを送る立場で、議会としては申入れをさせてもらったというふうに私は理解しています。そういう点で、課題は大変だというふうに思っています。

しかし、議会の全体の申入れですので、しっかりと市長にも教育長にも受け止めていただいて、課題が大変だけに、早くからこれに目標を持って着手をしていただいで、教員等の確保を目指してほしいというふうに思っています。こうした点での進捗状況についてお伺いいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

中村教育部長。

〔教育部長 中村君登壇〕

◎教育部長（中村達司君） ご質問にお答えします。

さきの答弁でも触れさせていただきましたが、令和7年度の中学校2年、3年について、市独自で35人を上限とする少人数学級を実施するよう進めてまいります。

また、国や県の制度によって全学年で上限35人の学級編制が実施された場合には、学校現場や教育委員会、市長部局を含め、市の独自の事業として30人程度学級を実施していくのか、また、実施するのであれば、小学校、中学校のどの学年から実施していくのかの協議を進めていきたいと考えています。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 30人程度学級というのがもともとの目標だったというふうに思いますが、それが中学1年生までは、国と県の方針で35人を上限とする学級編制が進められてきているという中で、犬山市としては今、中学2年生、3年生についても35人学級で進めたいというのが答弁としてあったわけですが、9月時点でそういうことが分かった中で、先ほど資料に示したように、犬山中学校の2年生、それから東部中学校の3年生は、そのままに上限ぎりぎりの35人、かつては令和3年度はここにレ点を打って、独自に35人でなくて30人程度学級に、それぞれ1クラス増やしてやってきた中で、新年度、そうすべきではないかというのが、議会側の申入れであります。

再質問は、財源がこれは伴う話です。教員の確保等の努力ももちろん教育委員会側が大変な課題という思いで背負う形になると思いますが、先ほど来のネックは、教育部長の答弁を聞いていますと、やっぱりお金かなと、これがないと何もできないなど、これを握っているのがやはり市長部局でありますので、市長のほうからこの議会として、柴田議長名で申入れのあった6番の課題については、上限いっぱいの35人学級で、今の犬山中学校、東部中学校の学年についてやるのかどうか、令和3年度のようにレ点を打って、ここは30人程度学級頑張ってみようじゃないかということ協議していくのか、これ協議を進めていきますということも最後に言っていますので、市長の側のアプローチとして、議会の申入れも真摯に受け止めていただくべきだというふうに私は思っていますので、この点、市長の見解をお願いしたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 岡議員の再質問にお答えをさせていただきます。

言うまでもなく、市議会のお申入れは重きものであります。ですから、先ほど部長が答弁したとおり、協議を進めていきたいという思いはそこに込められているということはお理解をいただきたいと思います。

私も市議会から岡議員とは関わり、いろいろご指導をいただいております。岡議員から教わったことの一言葉に残っているのは「選択と集中」です。選択と集中が必要だということ

とをいろいろと教えてもらいながら、我々も事業展開を図ってきたところであります。思いは同じです。30人程度学級にしていきたい。でも今の現状では、やはり35人学級で令和7年度については進めていかなければならない。

しかし、議会からの申入れは大切な重き申入れでありますので、その検討についてはこれから進めていくということでもありますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） これからの協議に私は期待をしております。

自分自身もそうですし、多くの人の人生の中でも、中学校の3年生というのはかけがえない1年1年の3年間、そしてすてきな教師と出会う、そういう3年間でも、私はあると思います。そういう面で、中学校2年生、3年生がより先生と密度高く接することのできる少人数学級、30人程度学級が実現できたら、犬山の教育改革の大きな一歩の前進になるというふうに思っています。

今の子どもたちの来年、中学校2年生、3年生になる子どもたちへのプレゼントとして、ぜひ議会からの申入れを含めて、協議を進めていただきたいということを申し上げて、次の質問に移ります。

2番、加齢性難聴の早期発見のための無料検診事業と補聴器購入助成制度についてであります。

私、後期高齢者になりまして、2年生になりました。今この議場に後期高齢者がいるのは私だけかなというふうに思っていて、後期高齢者の様々な生きていく上での困難に私も直面したりしていますし、多くの人たちがそういう日常を歩んでいます。

こうした中で、補聴器の助成制度が全国各地で進んでいますが、質問の1番として、補聴器購入助成制度における犬山市の経緯、実績、現状についてお伺いいたします。

犬山市はこの課題では、県内では先進地だというふうに思っていますので、ご答弁をお願いします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

お尋ねの難聴高齢者補聴器購入費助成事業は、加齢による聴力の低下で、高齢者が閉じ籠もりとなることを防ぎ、社会への参加を促すため、令和3年度から事業を実施しているものです。

これまでの実績としては、令和3年度が、5件で、10万円、令和4年度が、8件で、16万円、令和5年度が、7件で、14万円、そして、今年度は、11月末時点ではありますが、14件で、28万円の実績となっております。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 状況が分かりました。

10月に行われました自治体キャラバンにおいて、令和5年度までの状況でしたので、今の

令和3年、4年、5年の状況を見て、参加者から犬山の利用というのは少ないんだねっていうような状況が話されまして、私はこれには出れなかったんですけども、民生文教委員会の視察と重なりまして出れませんでした。その後、そういうお話を私と同年代の方々から、こもごもいただいたのが、今回の質問で取り上げたきっかけなんです。

そこで、今回、少し資料をお配りしました。そのときの自治体キャラバンの資料ですね、それを2ページにわたって、それから、その後開かれました日本高齢者大会というのが名古屋で開かれまして、何と私の大好きな御嶽山の雪のかぶったのと、名古屋城が同時に撮れるスポットがあるんだなということで、大変いい写真だなと思ひまして、そんな紹介のかたがた、高齢者大会の冊子、ここではしおりと書いてありますけども、冊子の表紙も付けさせていただいて、そこに出ています全国のこの加齢性難聴に対しての補聴器購入助成制度の進展具合等々書かせていただきました。

最後に、愛知年金者新聞の愛知県の状況も載っておりますので、それも付けさせていただきました。

質問の2番、こうした資料を皆さんと共有していきたいと思ひましてお示ししましたが、当局のほうは、県内や全国の広がり、そして、この波及の効果についてはどのような思いでいるのか、お伺いいたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

この事業は、先ほど申し上げたとおり、令和3年度からの実施と日が浅く、また、開始当時は、この取組を行っている団体も少なかったこともあり、定期的に他団体の状況を確認はしております。

愛知県内市町村の状況を見ますと、令和3年度には、当市を含む3団体の実施にとどまっていたんですが、令和5年度には4団体、今年度に10団体が事業を開始し、11月末時点では、愛知県内54団体のうち、約3割となる17団体で事業を実施しています。

なお、事業の対象となる方や助成の額は、市町村により異なっております。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。私、この事業の先進地の一つだというふうに自覚している旨、申し上げました。

かつて私、野田市に公契約制度の視察に行ったときに、こう言われたのを覚えています。野田市は公契約では先進地という自負心を持っていて、そして公契約制度を次々と全国に展開している、発展しているという状況も見ながら、それぞれの状況を見て、そしてどんどん自分たちのつくった制度よりも前進しているところが生まれてきた。トップランナーという自負心があるだけに、公契約制度をよりよいものにしようと言って、2回改善をしてきたというふうに述べました。

私は、各自治体が競争し合うというのも、もっと国の制度にすればいいのにといい思ひもありますけれども、しかし、地方自治体がこぞって競い合って、それぞれの制度を前進させ

ながら、やがては国の制度にしていくということも一つの手だと思っていまして、先進地は先進地らしくという思いも持っています。

それで、今日が全国的にはどうなのかということで、お配りしました自治体キャラバンのここで言うと資料2の2ページ目、下にページが書いてある30ページ目の囲みのすぐ上の4行目、ちょっと読んでみます。「東京都港区では医師会の協力を得て、65歳以上の区民を対象に区内21か所の耳鼻咽喉科で聴力検査（無料）を行っている。また、助成についても対象60歳以上、所得制限なしで、補助額13万7,000円、住民税課税の場合は6万8,500円の補聴器の調整システムを組み込むなど、優れた内容となっている」というのが1点。

それから、もう1点、最後に示しました、愛知年金者新聞の最下段のところ、その前にこれ東三河では5市が足並みそろえて実施したいという回答されているのが3段目に書いてありまして、一番最後の段に、隣の春日井市、2024年、令和6年ですね、今年度10月実施で非課税3万円、課税1万5,000円という実施に踏み切ったと。

私、ここに、質問の3になりますが、無料検診事業と補聴器購入助成制度の拡充についてというふうに、項目をしましたが、とりわけこの犬山の制度は、住民税非課税世帯のみの補助額2万円という制度なんです。ところが今、全国的にも県内でも、隣の春日井でも、住民税非課税の方と補助額は約半分に減額していますけれども、普通の課税の高齢者にも助成を進めると、春日井の場合だと、非課税の方が3万円で課税は1万5,000円、こういうふうな拡充が進んでいるという中で、私は犬山市がこの制度でのトップランナーとしては、やはりもう一度協議をし、見直していくべきだな、改善していくべきだな、拡充していくべきだなというふうに思いますが、この点はいかがなんでしょうか。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） ご質問にお答えします。

令和6年3月27日に開催された厚生労働省の難聴への対応に関する連絡会議において、難聴の方への支援について、「難聴に関する検診については、費用対効果を含めて検討が必要であり、必要な知見を収集していく」との見解が示されており、これは、現在の医療では、加齢性難聴の根本的な治療法はないため、こうした見解が示されているのではないかと推察しています。

現在、無料で高齢者への聴力検査を実施している自治体は、議員が紹介された東京都港区のほか、豊島区、千代田区など、また、有料で実施している自治体も宝塚市、金沢市など限られたごく一部の自治体という状況であります。

したがって、本市での聴力検査の実施については、現時点では考えておりません。

また、補聴器購入費の助成の拡充につきましては、聴力の低下が著しい場合は、身体障害者福祉施策による支援の対象となり得ることや、これまでの実績から必ずしも大きなニーズは考えられないこと、この取組が拡大しつつあるとはいえ、愛知県内では3割程度であること、さらに、限られた財源であり、福祉施策全体の中でその用途を見極める必要があることなどから、現時点では事業内容の見直しを考えてはおりません。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 現時点での答弁はちょっと私には残念な思いでいます。

私も冒頭、後期高齢者になりましたということを申し上げましたけれども、今の補聴器の取り付けるというのは、大変な難儀というか、課題があってもなかなか合わないとか、雑音も含めて増幅しますので、そういうので高齢者にとってもすっきりとした形に、買えばすぐ大丈夫なんだってということではなくて、何度か調整しなくちゃいけないということも、同年代の方から聞いていまして、しかし、結局、十分聞こえないけれども、それで、そういうふうでいろんな会合に出たりいろいろやったりしていると、結局分からないという形で足が遠のいてしまったりとか、それから、これがやはりこういう聞こえない、聞こえづらいというのが認知症につながっていくケースもあるとか、いろいろ言われていまして、私はやっぱりこの課題というのは、いわゆる高齢者の一つの人権をきっちり守っていく課題だなというふうに、自分自身はそういうふうに捉えていまして、私もまだ十分聞こえるというところまではいきませんけれども、そういう気配は感じていまして、老いが忍び寄ってくるっていう、足音までは聞こえませんが、そういう状況を時たま、これはいかんという自覚を持ったりしているんですが、そういう課題としてやはり一つは捉えてほしいなというふうに思っていますし、先ほど申し上げましたように、まだまだニーズが低いという部長答弁でしたけども、やはりこれが全ての市民を対象にしている非課税世帯だけというのが犬山の制度の一つの欠陥だというふうに思っています、ほかの自治体、先ほど言った隣の春日井市、この10月から踏み切ったばかりですけども、非課税3万、課税1万5,000円という形で補助額には倍の開きがありますけれども、全ての市民を対象にして、全ての高齢者を対象にしてと言ったほうがいいですね、ごめんなさい、全ての市民でなくて全ての高齢者を対象にしてこの制度をスタートをさせ、周知を図ると。そして、高齢者の人権を守る一つの手だてになるんだという思いだというふうに思っていますが、こういう検討をぜひ真剣に重ねてほしいというふうに思います。

自ら高齢者の立場で、発言できる議員がたった私1人になっちゃったものですから、声を大にしてお伝えしたいと思います。

そのことを申し上げて、次に移ります。

3、五条川県管理河川ですが、その五条川の近傍の歩道の維持管理について。

1番、現状についてどのように認識されているのか、お示しをいただきたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

羽黒地区を流れる五条川は愛知県管理河川であり、財産・機能管理については県が行うのが原則になりますが、管理用堤防を市道として利用している区間の路面補修、河川堤防に植樹された桜の木の維持管理などについては市が行っております。

除草作業として、市道の路肩から1メートルまでのり面除草を市で、それ以外の部分については県が行っており、回数については、県と市が年1回実施をしております。

また、地域の皆様には、羽黒地域のごみゼロ運動の一環として毎年行われている、五条川の清掃活動にご協力をいただいております。

そのほか、河川のしゅんせつ・雑木等の除去については、県が河川全体の状況と市からの要望を勘案し、施行範囲を決定し、実施をしております。今年度は、前川原歩道橋から小弓橋までの区間でしゅんせつが実施される予定です。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。

私が少し散歩かたがた五条川を見ますと、今の部長の答弁のようにすっきりとした形じゃないなというふうに思っていて、住民の皆さんからは、どうもほったらかしだがやっというふうに言われるんですね。

そういう点では、毎年きちっとやれということでもなくてもいいんですけども、ちゃんと何年置きにやるとか、何年にはやるから、住民の皆さんも協力してくれという形で、行政、市のほうと県のほうと両方かかるものですから、この場で質問するんですけども、県も市も決められた範囲はこういうふうにやっていくから、住民の方も、そして住民組織も協力してもらえないかという形で、お互い協力し合って羽黒にとっては町の中を流れる大事な川ですので、私も羽黒コミュニティが一定中流域から大口境まではやってくれているというふうに思っていたら、それも何かちょっとやらなくなっちゃって、ここ1～2年はいかんよとかいう話も聞いたりするんですけども、市のほうも県のほうもやっぱりきちっとやりながら、住民への協力も呼びかけて、この河川管理をやっていくというのが私は筋だなというふうに思っていて、しかし、残念ながら今、どうもその辺の歯車が狂っているのかなというふうに思っているんですが、この辺に関してはどのようなようであるか、ご答弁をいただきたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） ご質問にお答えします。

初めに、五条川周辺の清掃や草刈りにつきまして、近隣住民やボランティアの方の参加による活動が実施され、環境維持に努めていただいておりますことをお礼申し上げます。

当該地区より今年度提出された要望内容については、川沿いに住宅やマンションが立ち並び、朝日橋から堀田橋の区間の歩道の草刈りとはみ出し枝の処理、川底の泥と雑草の除去、桜の害虫駆除、五条川全域の両側堤防の草木の刈り払いの4件が、土木要望として提出されています。

市道区間は、毎年7月から8月にかけて市が除草作業を行い、河川堤防の草刈りと樹木の伐採は県が9月から10月にかけて行っており、土木要望の実施状況については、9月下旬に中間報告、翌年2月には結果報告を、土木常設員、各町内会長を通して地元周知を図っています。

しかしながら、五条川沿いで除草や樹木の管理が行われていない箇所もあり、具体的には桜街道より上流の五条川と薬師川に挟まれた区間では、草木が鬱蒼としている状況にもあり

ます。

こちらの区域の大部分は民地で、桜街道橋周辺に犬山市所有の土地が一部分存在をしております。市所有地については、年1回の草刈りを行っていますが、その上流部は市所有地以外の土地になり、管理することはできませんので、こちらの分についてはご理解をいただきたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） 答弁ありがとうございました。私はね、鬱蒼としているところもあるという答弁もありましたけれども、もう少し何とかならないかなという思いがありまして、私、議員になる前もこの五条川沿いで働いていた、会社がそこにあったものですから、もっと五条川というのは、例えば、羽黒保育園のところに川をせき止めて、あそこで子どもたちを泳がせたり、花見のときも、あそこで花見をやったりって言って、住民にも愛され大事にされていたと思っていましたし、今日のような草木がぼうぼうになるよというような状況ではなかったんじゃないかなというふうに思っています、そういう点で再質問として、もう少し市や県も頑張るよと。しかし住民にももっと参加してほしいよという維持管理を、私は目指していくべきじゃないかなというふうに思っていますが、この点ではどういうふうに考えているか、お願いをいたしたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再質問にお答えします。

住民参加による河川の維持管理の拡充としては、「愛知コミュニティリバー推進事業」という制度があり、これは、「自分たちの近くの河川を自分たちの団体できれいにしたい」という住民の皆さんと県が契約を結び、地域団体による清掃活動や草刈りに対する費用を支援するものです。

地域団体の方からこの制度の利用について申込みがあれば、市としても寄り添った対応をさせていただきます。

◎副議長（諏訪 毅君） 岡議員。

◎11番（岡 覚君） ありがとうございます。今の答弁も地域の方々と話をしてみたいと思いますが、再々質問させてください。

資料で、最後に写真を2枚つけました。これは五条川の上流、上流といっても高根洞工業団地へ入っていく道よりも下流です。その間に、五条川水管橋という歩道橋があります。ここから撮った写真で、上のほうはそれの下流です。しゅんせつはされていませんけども、のり面ですね、これはきれいにされているんですよ。ところが同じところから撮った今度上流側、これあのね、ちょうど写真の真ん中の奥のほうに、尾張富士が写っているんですよ。分からないかな私は分かるんです。保育園のところの橋から見ても尾張富士がきれいに見えるんですけども、五条川の特徴は尾張富士が見えるということなんです。

それで、これ見てください。上流側はね、この橋の上流側は、のり面にはもう木が乱立して草木がぼうぼうとしているんですよ。本当に悲しいです。これを、県はもうこういう方針

なのかなと思って、これ住民側も嘆いています。私だけじゃないです。

犬山市がこの実態を見て、例えば私、この間は確かに住居は少ないですよ、ないとは言いませんけども、少ないですけども、新郷瀬川だってみんな住居のないところなんか幾らでもありますけど、全部のり面こんなふうになっていませんよ。これひどいんですよ。ですから、犬山市としては住民もそうけども、困るということをもう一度確認して、せめて来年度はのり面ぐらいはやってほしいと、こののり面としゅんせつは、住民にお願いするわけにいきませんのでね、危ないですし。これは、そういうのを犬山市として県に申し出てほしいなというふうに思うんです。

その辺、ちょっと確認した上で申し出ていただけるかどうかお願いしたいと思います。再々質問になります。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

森川都市整備部長。

〔都市整備部長 森川君登壇〕

◎都市整備部長（森川圭二君） 再々質問にお答えさせていただきます。

現在写真を見させていただきましたし、事前に私のほうも一通りあそこら辺は歩いております。きれいにされている部分と、岡議員がおっしゃるとおりの部分もそれぞれ混在しているというような状況がございますので、地域の役員さん等を通して、お話をしながら、来年度に向けてそういった声を県のほうに届けていきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

◎副議長（諏訪 毅君） 11番 岡 覚議員の質問は終わりました。

議事の進行上、午後2時まで休憩をいたします。

午後1時51分 休憩

再 開

午後2時00分 開議

◎副議長（諏訪 毅君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

15番 久世高裕議員。

◎15番（久世高裕君） 15番、清風会、久世高裕です。今回は4件の一般質問を通告に従いまして行わせていただきます。お願いします。

1件目、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）建築についてです。

場所は橋五子ども未来園の建築中の現場です。実は、11月の初め頃に、ある関係者の方から少し相談があるということでお話をいただきまして、非常に現場が荒れているという状況をお聞きしました。あまり大ごとにはしたくないので、子ども未来園という施設でもあって、できれば大ごとにしたくないように、ちょっとうまく進めたいと、様子を見に来てほしいということでご連絡をいただきました。

少し何度か通りかかったり、少し現場を見させていただいたりという中で、心配だったの

は、一度、土日もずっと朝早くから工事がされていたと。夜遅くも、その業者の方のところには連絡があったりというような情報があったりで、ちょっと労働環境の悪化が懸念されるなという状況ではありました。

そうしている中で、一度、フェイスブック、SNSに心配だということを書きました。その後に、1週間後ぐらいに起こってはいけないことが起きたという連絡をいただいたんですけども、暴行されたということがあったというご連絡をいただきました。というのが自分の知り得る状況です。

当局のほうではどういうことが現場で起こっていたのか、把握してる現状をお答えいただきたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

橋五子ども未来園建設事業において、建築工事の元請と請負契約を締結している協力企業との間でトラブルがあったことは聞いており、ヒアリングを元請、協力企業に対してそれぞれ実施し、元請への指導及び今後の方針について協議をしているところであります。

トラブルの内容としては、元請の担当者から協力企業の担当者に対しハラスメント行為があったとするもので、現在、元請から協力企業への謝罪と、加害者とされる担当者についての対応は取られていることも聞いております。

◎副議長（諏訪 毅君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 今、現状をお答えいただきましたけども、再質問したいと思います。

市はどの辺りから、こういう混乱している現場の状況をつかんでいたか、本来、今までも議会で何度も議論がありまして、もうずっとこの議会では、このスケジュール大丈夫かと、契約変更もあったりして、このZEBというものに絡んで、大丈夫かという心配がずっとありました。委員会でもそうです。案の定という結果ではあるんですけども、注視していたはずだと思うんですね。

それで、現場はどういうふうに管理しているのかと、南小学校の件もありましたので、市の関係者も入って、週に1回は打合せをやっているということも、今までの議会では報告をいただいていた。

だから、本来であれば、結構前からそういう状況はつかんでいなきゃいけないと思うんですけども、これだけハラスメント行為があったりとか、自分の知る限りではもっとかなり厳しい状況だったようですけども、そういう状況をいつ頃からつかんでいたかということについて、再質問でお願いしたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 健康福祉部の事業でもありますので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、今回の事情というか、あったトラブルに関しては、11月22日にこちらのほうも把握をしております。

あと工期の変更等というお話はありましたが、本体工事の工期は2月28日、これは当初からそのままでありまして、何ら変更はしておりません。ただ、変更契約等議案のほうを出しましたが、それはZEBの工事の関係で、本体工事を、その1、その2と契約書上分けてあります。その1というのは基本的には補助対象とならないもので構成される工事、その2というのが、ZEBの補助対象に係る部分の工事であって、これ2本で1つの工事としてやります。

変更契約したのは、新たに補助対象となるものが、その1のほうに入っているということで、それを付け替えただけの話になりますので、工程、工期等については、何ら影響を及ぼすものではございません。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ちょっと再々質問ですけども、事が起きた、一番起きてはいけない大きなことが起きてしまったのは、11月22日、その日です。自分は翌日に連絡をいただきました。その前から、少なくとも自分は相談を聞いていました。かなり荒れている。ハラスメント行為も結構継続的に行われていたようです。だから、そういう状況は全く情報が入ってなかったのか、本当に寝耳に水の事態だったのかということについて、お答えをいただければと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再々質問にお答えします。

そういった情報については入っておりませんでした。

◎副議長（諏訪 毅君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 状況は分かりました。

要旨2の質問に移りますが、ZEBを取り入れようとした経緯についてお伺いしたいんですけども、今の状況を聞いてみると、一応工期には影響なかったと言うけども、でも、本会議でも議事録を見ると、やっぱりこれ大丈夫なのかと。特に9月の委員会ですね、開会日に委員会をやって、これをどうしても通してほしいと、言葉としては、スピーディーにやらなければいけないのでということで、我々も協力して、この議決を早くやったわけですけども、だけど、やっぱりそういうことが起こっていること自体がおかしいんじゃないかという問題提起も委員会の中ではありました。

それが原因とした制度の未熟さによるものという言葉がありました。というのは、申請する側で、申請を受けてから協議をする。その変更があったりする。だから、補助を出す側の内規にもよると。だから、この制度の未熟さが工期、そのときの委員会の契約変更にも至っているということだったので、工期全体には影響がなくても、恐らく現場のほうでは、このZEB化に関連したやり取りが、混乱を招いたやり取りがあったんじゃないかなと思ってい

ます。

聞いた話によると、図面の変更を度々要求されるということがあったようなので、それが元請の方が無理やりそうしているのか、というわけでもなさそうですし、現場全体に何なんだこの状況はという状況があったというようなお話を聞いていましたので、そこもちゃんと原因追及してほしいところなんですけども、これはZ E B化が影響したものじゃないかと。慣れていない、これまでの議会の経緯を踏まえて申し上げているんですが、そういう状況があったんじゃないかなと思っています。

だから、このZ E B化を取り入れた経緯についてちょっと掘り下げて聞いていきたいんですけども、今までの議事録を見ても、この経緯については触れられていました。結局は犬山市環境基本計画に、建築についてはZ E B化もしくは省エネ化を図ることに努めることという記述があるということに基づいてされてきているので、取りあえず答弁として、今、どういう経緯でこのZ E B化というものがこの建築工事に用いられたのかということについて、お尋ねをしたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

Z E B化については、令和4年9月定例議会での岡村議員からの議案質疑に対し、Z E B化を含む環境施策に対する市の考え方、方向性について当時の市長がお答えさせていただいております。

Z E B化を取り入れようとした経緯についても、令和4年9月定例議会でお答えさせていただいております。

答弁の内容は、先ほど久世議員がおっしゃられましたけれども、本市では、2021年に策定した「第2次犬山市環境基本計画」において、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入促進のための取組として、「建物の新設や建て替えの際には、Z E B建築や省エネ建築物になるよう努める」とし、2050年、令和32年には、温室効果ガスの実質排出量ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しています。

こうした状況の中、新園の「基本計画」の3つのコンセプトのうち「自然と共に生きていく環境」の中で、「自然環境や省エネルギーに配慮」と示しており、当初の実施設計においても、太陽光発電設備の設置を想定していました。

他の既存の公共施設でのZ E B化の検討もされていた中で、新園が新築の公共施設であり、施設規模も適当であったこと、また、Z E B化の設備導入に向け、実施設計内容に取り入れることが可能なタイミングであったことから、新園でのZ E B化の取組を進めることとしたものです。

したがって、令和4年度当初予算で計上していた実施設計委託料には、Z E B化に関する内容が含まれていなかったことから、同年9月定例議会の補正予算にて、実施設計業務委託料として360万4,000円を増額し、補正後の実施設計業務委託料4,793万4,000円を議会でお認めいただきました。

◎副議長（諏訪 毅君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質問します。

ほかの公共建築物だと、南小学校に関してはZEB化を取り入れようとしたけど、工期が延びるから断念したという経緯があったことは、今までの議会でも触れられていました。やっぱり延びるわけですね、工期が。以前、岡村議員ですけども、この議会でもこの工事をするというはもう随分前から決まっていたのに、今年度に、昨年度の終わり頃からですけども、ZEB化の関連の契約や設計ということがこの議会に上げられてきて、このスケジュールで本当に大丈夫なのかと、来年度から開園だけという指摘もあった状況です。

だから、準備不足もあったんじゃないかなとは思いますが、そもそもこのZEB化というのを、僕も環境審議会には入っていましたが、この環境基本計画を議論するときにこんなことをやったかなと正直思いました。

だから、委員の皆さんが主に提起されていたのは、例えば生き物図鑑、希少生物を守る取組とか、二酸化炭素の排出ということは言われていたけども、こういう建築に関して、そういう意見があったかなと。議事録をざっと見てもやっぱり出てこない。自分が委員でなくなっても、そういう意見というのはそこまで見られてないんですけども、これは誰がそもそも提案したのか。この市の中の事務局から提案があったのか。これちょっと難しい再質問なんで、今突然言いますこれは、申し訳ないですけど、何かちょっと疑問なんです、そこが。環境基本計画にあったというのは分かりました。だけど、それを誰が入れたのかについてが分からないんですよ。

だから、事務局からベースの提案があって、それを審議して了承しましたという形で出てくるものなんだけど、委員の方々がそこまで強く主張していないので、だから、これを事務局の方が提案していたのであれば、もっと制度についてちゃんと調べておく必要があったはずなんです。行政のほうから調べて、これができるということで上げなきゃいけないはずなんです。だから、そこになぜ上がっていたのか。上がっていることに基づいて、こうやって現実に工事が行われている。分からないけども、それによって混乱が起きてるのであれば、やっぱり行政に責任があると思うんですね、事業者の方がそれに振り回されている状況というふうにはしか見えないので、やっぱりこの原因追及は大事なポイントだと思うんです。

だから、現状今、市の中でその経緯を把握してる人っているんでしょうか。もし把握していないのにこれが進められているとしたら、なかなかちょっと怖い話なんで、もう全部こっちも逐一疑ってかからなきゃいけないので。

だから、歴代の方、いろんな部局にいらっしゃるわけですけども、誰がZEB化って最初に言い出した、これ分からないんですよ。自分らもいいことだなと何となく思いましたが、ここまで混乱するものだと思ってなかった、正直。いかがでしょうか。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再質問にお答えします。

まず、犬山市はゼロカーボンシティというものを表明しています。その中でZEBという

システム、これはこういったものがあるということは各関係部局、当然理解をしていました。今後、支援をやっていく中で、自然環境エネルギーの配慮ということもありました。そういったキャッチフレーズ等に重なってくるということ、あと支援で出てくる、工期的にも間に合うといったようなところの観点から、担当の部局のほうで、こういったZEBシステムというのもありじゃないのかというところの発案から、今回のところまで至っているといったところになります。

◎副議長（諏訪 毅君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再々質問です。

ごめんなさい、市長にお伺いしたいです。ちょっとまだ結論を出すと早いんですけど、ちょっと流れの中でやっぱりZEBってちょっと慎重に考えるべきだと思うんですよ。だから、これ基本的にはZEB化とか省エネ化という方針というのは、理屈は分かるけど、やっぱりZEB化というもののこの補助の在り方を巡っては、かなり慎重に考えていったほうがいいと思います、正直。

だから、ちょっとこの辺りで、市長として今ZEB化というものを、これからも継続して推進していくべきかどうかについて、ちょっと所感をお尋ねしたいです。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 久世議員の再々質問にお答えをいたします。

まさに今、このZEB化については初めての取組であります。そして皆さん共通認識の下、ZEB化に対する取組に賛同いただいて、今、事業が進んでいるところであります。その中で、今回の問題が発生した。これも受け止めています。

そこの起きたことの対策、決め等は必要だと思いますが、そこはZEB化とは一旦切り離して考えるべきだと僕は思っています。それが本当にZEB化によって起きたことなのか、いや、そうじゃないのか、そこはまだはっきり明確になっていないというふうに認識をしています。

これからのZEB化の在り方については、橋五の子どもたちが使うことによって、利用することによって、これからの犬山の環境の在り方も踏まえながら考えて、これからのZEB化の取組については検証しながら、取組については考えていきたいと思っています。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。現時点でちょっと確認したかったのは、市として、今回のこの混乱している事態を踏まえて、原因追及はどこまでできているかということだったんです。だから、本当は一番最後で市長にも聞いたかったけど、ちょっとやっぱり全く調べてないんですよ。ヒアリングのときから何も進んでないもんですから、だから、せめてもうちょっとヒアリングして、どういう状況があったかとかいう答弁があるかなと思ったら、本当にあったことを断片的につまんで出てきてるだけなもんですから、何にも分からないという。

だから、本当はもっとスピーディーに進めていきたいんですけど原因追及も、だから今、分からないという状況でとどまっているというところなんです。だから市長も僕もほぼ同じ認識、だから、はっきりZEB化の原因かどうか分からないけど、そこをちゃんと突き詰めないと、これからの建築工事にZEB化を適用していかどうか判断がつかないということなんで、これはしっかり原因追及をまずしてほしいというところなんです。

◎副議長（諏訪 毅君） 原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 将来的なことということでありましたので、今のご答弁を申し上げました。ただ、今回の橋爪・五郎丸については、先ほど来答弁で重ねているように、それぞれの元請、下請から聞き取りをしています。ですから、橋爪・五郎丸の橋五のZEBの建設の在り方については、しっかり対応した上で進められているというふうに認識をしています。

契約も工期を短縮したわけではありません。それは内容によっては大変なZEBの対応していかなければならないのかもしれませんが、それは事前にそれぞれの元請、下請の事業者が確認をしながら、自分たちでできるという契約の下で進められているというふうに認識をしていますので、その点はちょっと追加をさせていただきます。よろしくお願いたします。

◎副議長（諏訪 毅君） 暫時休憩します。

午後2時19分 休憩

再 開

午後2時20分 開議

◎副議長（諏訪 毅君） 再開します。

先ほど市長の答弁は、答弁漏れがありましたので、答弁をしていただきました。

では、続行いたします。

久世議員。

◎15番（久世高裕君） 僕がイレギュラーな発言を、大変申し訳ないけどしてしまっているんで、副議長に大変迷惑をかけているという認識はあります。申し訳ないです。ただ、これ被害者がいるんですよ。被害者が出ているんですよ。今回、事が起こった方だけじゃないんですよ。その前にも実はいるんですよ。だから、これは被害者がいる案件だということをまず強く認識していただきたい。だから、僕もちょっとこれはなあなあのお答えでは許せないというスタンスでやっているということをまずご理解いただきたいと思います。

というわけで、3つ目の要旨の質問に移ります。

工期延長した場合、どうなるのかということですけども、例えば工事費が伸びてしまう。一応工期延長する必要ないという立場だとは思いますが、ただ、あまりにも、もし何か、これで収まっているのであればまだいいけども、収まっているという言い方もよくない。本当に被害者が出ている話なんで、収まらなかったんですよ。だから、もうこれ以上被害者を出してはいけない。子どもたちが活動する場の未来園なわけだから、そんなすき

んだ現場でできたものであってはいけないわけですよ。どんなことが起こるか分からないです。南小学校のようなことがあっては二度といけないわけですから、だから、しっかり労働環境を整備した上で造らないといけないという話なんです。それが担保できてなければ、延長もやむなしと思っていましたが、一応聞きます、ここで。延長した場合に、工事費が上がったりとか補助金を返すとか、あと入園が遅れてしまう。もう募集始まっていますよね、遅れてしまうことで、どんなことが起こり得るのかということについてご答弁をいただければと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

橋五子ども未来園建設事業に係る建築工事については、ZEBに係る補助金申請スケジュールの都合上、一般競争入札を実施した後、「その1、本体工事」「その2、ZEB関連工事」に分離して請負契約を締結しております。

契約上の工期は、「その1」「その2」ともに、令和7年2月28日を完了とし、ZEB補助金対象部分については令和7年1月末竣工で、期日までに工事完了する予定で進めておりますので、現在のところ工期延長は考えておりません。

仮に、今回の事業者間のトラブルを起因とした工期延長が発生した場合、本市としては、延長する期間にもよりますが、令和7年4月の開園に影響があった場合は、現在の橋爪子ども未来園、五郎丸子ども未来園での代替等の措置が想定されます。

あわせて、本市と請負契約を締結している元請に対しては、本市が被った損害に対する協議等も視野に入れる必要があると考えています。

工期延長とは別の観点ですが、本来、本市が交付を受ける予定の補助金をもしも獲得できなかった場合も同様に、本市の損害に対する協議が必要であると考えています。

こうしたことから、今回のトラブルを起因とした工期延長があった場合は、損害賠償請求に係る弁護士費用等は発生する可能性はありますが、工事費についての新たな公費負担等は想定しておりません。

いずれにしても、当初のスケジュールどおり竣工、開園できるように、元請に対して指導・協議をしながら、事業を進めてまいります。

◎副議長（諏訪 毅君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 補助金に関してちょっと言及があったかなと思ったけど、その損害に含まれるという解釈でよろしいですかね、恐らく。

4つ目の要旨の質問に移ります。

ZEBプランナーという存在の方が、委託契約を議会でも議決をしたわけです。その業務内容としては、補助金の関係の図面を引いたりとか、あとは申請業務、申請書類の作成、それから報告というところに携わる業務だと。本来職員で進めようとしていたけども、非常に専門的なので、委託をしたということでした。だから、このZEBプランナーの方が、もし図面とかで補助金の関係でこう変えてほしい、あれ変えてほしいということがもし現場であ

るんであれば、そこ事実確認できていません、まだ。ただ、そういうことが現場の混乱をもし招いているんであれば、こういう方の責任というのはどこまで問われるんでしょうか、お願いします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

小幡子ども・子育て監。

〔子ども・子育て監 小幡君登壇〕

◎子ども・子育て監（小幡千尋君） ご質問にお答えします。

初めに、「ZEBプランナー」とは「一般社団法人環境共創イニシアチブ」が運用を行う登録制度で、一般に向けて広くZEB化実現に向けた相談窓口を有し、業務支援として、「建築設計、その他設計、コンサルティング等」を行い、その活動を公表するものを、「ZEBプランナー」と定めています。

現在建設中の橋五子ども未来園はZEB化建築であるため、設計・施工監理及び補助金交付申請に係る支援業務は、ZEBプランナーとしても登録している「安井建築設計事務所」に委託しています。

議員ご質問の問題が起きた場合の責任の所在ですが、発生した問題により責任の所在は様々ですが、基本的には市にあると認識しています。

一方、工事請負契約に関してですが、ZEB関連工事について、当市は、「矢作建設工業・シンエイライフ特定建設工事共同企業体」と請負契約を締結しており、問題が発生した場合の責任の所在は、その問題に対する責任が、市、建設工事共同企業体のうち、どちらに起因するかにより判断すべきものと考えています。

最後に、今回のトラブルについては、元請と協力企業の事業者間で解決を図る問題と認識しておりますが、情報の把握、元請に対する指導・協議、協力企業へのヒアリング等、市が必要と判断した事項については、随時実施しており、元請、協力企業にかかわらず、事業者が働きやすい職場環境となるように発注者として努めています。

◎副議長（諏訪 毅君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質問です。

今回のトラブルに関しては、ZEB化は関係ないという立場ですか、市は。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 入れ替わり立ち替わりで大変申し訳ありません。私のほうからお答えさせていただきます。

今回のトラブルについては、ZEB化というものは本質的に問題ではないというふうに認識をしております。なぜかと言いますと、まず、この事業を請け負うに当たって、当然設計書等をしっかり把握しながら、元請は事業を落札しております。その工期、事業内容等を理解の上、落札して、この工事を請け負っております。

今トラブルのあった、元請と協力企業という言い方するんですけど、分かりやすく下請ということになります。下請企業とは当然元請から、要するにそれぞれの下請が請け負う業務

に応じてしっかり説明を行っています。どういった内容で、どういった工期で、いつまでに何をしてもらわなきゃいけないかということをして説明をして、それを納得の上で、下請はできるという判断で契約を行っております。ですから、工期等内容については、何ら今回のトラブルの要因にはなっていないというふうには私と考えておりますし、ZEB化についても今回の件について何ら問題にはなっていないというふうには認識しております。

◎副議長（諏訪 毅君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 重要な答弁がありました。再々質問で確認します。

工期は無理がなかったという判断ですか。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

高木健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高木君登壇〕

◎健康福祉部長（高木 衛君） 再々質問にお答えします。

建築の工期につきましては、工程数等が非常に複雑で、一般的な土木工事のように単純に出せるようなものではございません。当然小さい規模であっても、凝った建物であれば工期が長くなる。大きな規模でも、倉庫のような単純なものであれば短くなるということで、専門的知識が必要になります。

そうしたことから、今回、工程表ですとか、その工期を含めて、実施計画の段階で委託業務に出しております。その委託業務の中で専門的知識を使っただいて、今回の規模、今回の内容についてどういった工期、どういった工程があるかということも、委託業務の中で設定しております。

結果出てきたのが、全体で15か月間の工期というふうになっております。ZEBに関しては、竣工が1か月短いものですから14か月ということになりますけども、この工期としては十分な工期であるというふうには認識しております。

◎副議長（諏訪 毅君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 本当にできるかどうか非常に疑問です。ここは今後、検証していきたいと思います。今の答弁を基に、こちらでも検証して、もし事実と違うことがあれば、これは市の責任を追及していきたいと思います。

要旨5の質問に移ります。市の管理監督責任ですけども、もしヒアリングを今やったという状況で今の答弁が出てきているのであれば、自分の聞いている話とは随分違う状況です。恐らく議員の皆さんもそれぞれの情報網の中でいろんなお話を聞いていると思います。

だから、これは議会側でも検証すべき事案だと思いますが、やっぱり守らなければならないのは、人の命、生命、それから精神もです。今回の件では、著しくそれが失われている状況です。ハラスメントという言葉ではありましたが、複数です、しかも、自分のつかんでいる情報では、だから、非常に重い事態が発生しているという認識の下でこの質問しているんですけども、ヒアリングに関しても、今の答弁に関しても、かなり現状認識が甘いんじゃないかなというのが正直な印象です。

もし、今の一連の答弁と異なる、例えば工期に問題があったんじゃないとか、ZEB化が影響していたんじゃないとか、そういう状況が出てきた場合に、市はどうしますか。全

部見直しますか。これ誰が責任取るんですか。これ答えられますでしょうか。市の管理監督責任というのはそういうことだと思っただけで、できるだけ情報が中立の状態が入ってきて、客観的冷静にこの事実確認をして、原因を追究して、起こらないようにする。契約の進め方に問題があるのであれば、それをやっけていく、今後見直す。

だから、建築のZEB化に関しても、ちゃんと事実確認をして、現状確認をしてやっけていかないと、本来、今後の方針も出せないんですけども、今の答弁の中では、自分としては全くできているとは思えない状況。だけど、これ市長、副市長としては、もう十分ヒアリングもできて、その状況が分かって、市の責任についても、今契約に基づいてという言葉もありましたけども、それで進めていくんですか。でも、今回結構、被害者が出てます。

だから、ちゃんと情報がまず入っているかどうかということに関しては、入ってなかったですよ。11月22日に把握したって言っているんだから。だから、事前に情報が入ってくる仕組みがなかったのが、僕は原因だと思っけていますけども、やっぱり工期に問題があっけてはいけな、そういう情報が入っけてきたら押し潰すというふうになっけてしまいがちなんで、この情報収集体制ということも僕は問題があると思っけていますけども、今もし答弁したと違っけて事実があっけたらどうしますか、市は。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 久世議員の質問にお答をさせていただきます。

一つヒアリングというのは、元請の事業者とのヒアリング、下請、元請のヒアリング、全体のヒアリングですか。

先ほど答弁が重ねられているように、我々犬山市として、その事故を把握したのは11月22日が初めてでありました。その間に犬山市にお声かけ、ご相談をいただければよかっけて思っけていますし、そうした環境になかっけてのかなということをお反省をしなければならなと思っけています。

ただ、11月22日に事が起きて、すぐそれぞれに聞き取りをするように指示をして、元請、下請、それぞれの聞き取りはしっけてできたと思っけています。

もし、久世議員にもご相談があっけて方から、聞き取りがしっけてできましたかというご確認をいただければとも思っけています。市としては時間をかけて丁寧に向き合、聞き取りをさせていただきますつもりでありますし、その報告を私も受けています。

その聞き取りを受けて、現場の対応をどうするかということを含めて、指示を出した。その結果、今後、現場にそうしたことが二度と起こらないように、働きやすい、働く人が守られる環境をつくっけているところであります。

そして、その件についてZEBが理由で何か問題が発生し、市として責任があるとなれば、それは私が責任を負うべきものだとお考えています。

以上です。

◎副議長（諏訪 毅君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 了解しました。事前に言っけていただければというところがやっけて

一番重要なポイントで、本件の原因だと僕は思っています。だから、いろんな論点はあるけども、やっぱり市が情報をもっと収集できるような体制。現場にはいたわけですよ。週に一回行って打合せやっているんだから、だから行ってたけどつかんでなかったっていう、これがまず大きな原因なわけですよ。ヒアリングをそこからしてるわけだから、正確な情報じゃないかもしれない。だから、本当はその経緯をずっとたどっていかなきゃいけないんですよ。だけど、それがもう現状で不十分なんです。だから、これが起きてしまったと僕は思っているんだけど、じゃあそういう体制をどうしていこうかというのが、次の件名2の質問になっていきます。

ここでは委託って書いてあるんですけども、別の相談もありました。この件じゃないです。構図はちょっと似ているんだけど、やっぱり委託先の事業者の中で、違法労働があったというような話です。これも自分も市にどこまで話していいかというのが、正直信頼しきってない状態です。

なのでこうやって議会でやっているんですけども、公益通報制度というのが兵庫県の問題でもいろいろと話題にはなっています。ある意味タイムリーかなと正直自分で思ったんですけども、やっぱり情報を正直にお話をして、不利益な取扱いを受けないという確証がないと話せないんですよ。僕ですら話せない。だから、立場の弱い事業者や委託先の事業者の従業員の方なんか絶対話せないですよ。だから、そういう信頼体制をちゃんと確立することがまず原因の究明、解決の一つだと思うんですけども、その認識の上でこの質問をさせていただきます。

1つ目ですが、先ほどの市長の答弁の中でも、契約に基づいてということがありました。だから、元請と工事契約をする。その契約書の中に、もし違法な行為があれば、債務不履行として損害賠償をしてもらおうと、そういうペナルティをしっかりと書いておくというのが当たり前だと思います。そういうことが、これは委託という話にしてありますけども、どのような、仕様書とか契約書では、どのような規定が現状設けられているかということについてお願いします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） ご質問にお答えします。

市では委託業務の契約において、定型的な契約条項として「犬山市委託業務契約約款」を定めています。発注者と受注者は、この約款に基づき、仕様書などの内容に従い契約を履行していくことになります。

業務委託において違法労働や不当行為が懸念される事案の場合においても、明らかに犯罪行為というものでなければ、まずは約款に定められている範囲での対応となります。

例えば、約款の第8条では、業務に携わる者が、その業務の実施につき著しく不相当と認められる場合、発注者は受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができ、受注者は、その請求に対しての決定事項を発注者に通知しなければならないと規定されています。

また、第11条では、仕様書などに示されている履行条件が実際と相違する場合などにおいて、受注者が発注者に対しその内容を通知し、確認を請求しなければならないとされ、発注者は調査を行い、その結果により必要と認められる場合においては、仕様書や、履行期間、業務委託料を変更しなければならないとされています。

市としては、問題が起きた場合、先ほどの例に挙げたような約款の規定に基づき、是正措置を取っていくこととなります。

また、そのような問題を起こさないために、発注者の責務として、委託期間の設定、予定価格や最低制限価格の設定などを適正に行っていると認識しており、あわせて業務委託の内容変更等についても適正に対応をしているものと考えています。

◎副議長（諏訪 毅君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質問します。

最後のところ非常に気になったんですけど、問題を起こさないために設定しているから、聞かなくなるんじゃないんですか、そういう都合の悪い声は。通知するものとするというのも、契約の相手方に要求しているんで、市に直接言ってくださいということではなくて、あくまでその事業者に通知をすると、その問題があった方、そんなん入ってくるわけじゃないんですか、そんな情報は。だから、市が直接それは情報取りに行かなきゃいけないんだけど、だからそういう問題がない、この金額、この設定に問題はないんだという前提であれば、問題が起きたところで、いや、それは変更することになるから聞かないほうがいいというふうになっちゃうんじゃないですか。それどうですか、そんなふうにならないですか。

もし通報があった場合に、ちゃんとこの金額設定おかしかったなというふうになれば、直ちに契約を見直すという、その手順をやっていますか、市の中で、そういう事例は最近ありましたか。

だから、情報が入ってくるような仕組みになっていないと思うんですけど、分かりますかね、今の話。だから問題がなければということとか、前提では、今の金額が適正だということではいけないということです、要は。それが前提にある時点で情報は入ってこないです。

だから、精査してそれは設定するんだけど、少しの可能性として、適切じゃなかったかもしれないと、だから問題があった場合には機動的に対応するんで、ぜひ情報くださいという前提じゃないと、情報は入ってきませんよという話なんですよ。これ分かりますでしょうか。

◎副議長（諏訪 毅君） 暫時休憩します。

午後2時41分 休憩

再 開

午後2時42分 開議

◎副議長（諏訪 毅君） 再開します。

答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再質問にお答えします。

実際に契約の変更については、協議しながら変えることってというのは頻繁にあります。それについても市側からこういう形で変更してくださいというものもあれば、事業者、受けられた方から、こういう形で変更をお願いしますという形で協議に基づいてするものもあります。

実際、事業者から言ってもらわないと分からないこともありますので、その点については聞いた上で、こちらのほうも判断していくというのが多くあることです。

◎副議長（諏訪 毅君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 本当おっしゃるとおりで、これ再々質問です。本当にそのとおりです。ただ、本当に言ってもらわないと分からないんですよ、情報がなければ。だから、できるだけ情報を取りに行く、取りに行くこともそれは難しいんで、少しでもそういう情報があれば、その従業員さんとか関係の取引先とか、いろんな関係者がいらっしゃるんで、少しでも情報くださいと。疑問に思ったことがあれば、事業者に問いただすということをしないうとできないんですよ。

だから、今の状態は、そこで僕は止まっていると思う。事業者が言わないと、そのまま進めざるを得ないんで、悪意で取られると、それに邪魔な情報はちょっとそれは収めておいてもらえませんかということになりがちなんじゃないかなと。だから言いづらい雰囲気蔓延してるんじゃないかなという感じがします。

この委託の件で相談に来られた方は、もう誰に相談していいか分からないとおっしゃっていたそうです。ある市民の方に、久世という議員に話してみればということであらっしゃったんですけども、何でもそんな状態になるんだと、自分に相談する前に幾らでもあるはずじゃないかと思ったけど、本当になかったそうです。

事業者にも言えない、首になっちゃうから。市にも言えない、その事業者が切られちゃうから。だから誰にも言えないという状況があったんで、そこで、どういうふうに救済していくかというのが非常に重要なんです。

だから、今、再々質問でちょっと確認したいんですけども、そういうその事業者以外、取引先の相手以外、契約先、委託だから契約、工事の請負契約ですけども、その相手以外からの情報で、契約変更の協議にまで至ったことってありますか。

◎副議長（諏訪 毅君） 暫時休憩します。

午後2時45分 休憩

再 開

午後2時45分 開議

◎副議長（諏訪 毅君） 再開します。

答弁を求めます。

井出経営部長。

〔経営部長 井出君登壇〕

◎経営部長（井出修平君） 再々質問にお答えします。

契約は、我々のほうと相手さん、受託者との間のものになりますので、第三者のほうから、これちょっとおかしいんじゃないとか無理じゃないという形でのみで契約変更するということはございません。

◎副議長（諏訪 毅君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 僕はその制度づくりが非常に重要なポイントかなと、今思っています。

要旨2の質問です。相談窓口や公益通報の手續とその後の流れ、どうなっているか。これはそういう情報をいただいた方の、しっかり身辺を守るということと、市のこの契約の在り方や事務の在り方を見直すというきっかけにつながる非常に重要な情報源になる話なので、ここがしっかりできているかどうかポイントだと思うんですが、この点いかがでしょうか。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

市内事業者において、従業員がいわゆる内部告発するための通報先としては、産業課が受付窓口となっております。受け付けた通報の内容によって、市が事業者に対して処分または勧告をする権限を有する事案であれば、市の内部組織である外部通報処理委員会において通報事案を調査し、相当の事実性が認められる場合には、事業者に対して関係法令に基づく是正措置を取っております。

受け付けた内容が、市では事業者に対して処分または勧告をする権限を有しない事案の場合は、権限を有する通報先を伝え、対応としては、そこで終了となります。

通報者の秘密の保持という点においては、公益通報者保護法にも定められているとおり、市役所で受け付けた通報者及び通報内容について、公益通報対応に従事した職員が秘密を洩らした場合、30万円以下の罰金が科せられることとなります。

また、大前提として、地方公務員は地方公務員法にて守秘義務を負っており、こちらでも1年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられるなど、他の利益を侵害させるおそれのある情報の取扱いについては、厳しく規制されていることから、知り得た秘密については、漏らすこと、漏れることがあってはならないというふうに認識しています。

◎副議長（諏訪 毅君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質問です。

実績があったかどうか、近年です。あと、その後の処理としての、例えば市の契約に、事業者に対してというのは、今、答弁があったんですけども、市の事務を見直したりとか、ということにつながる事例というのはあったかどうかについてお願いします。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） 再質問にお答えします。

事例としてはありません。

◎副議長（諏訪 毅君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ないんですね。僕も、じゃあ窓口どこだろうと、窓口というのは、いろいろと別に行政機関だったらいはずなんですけども、一応行政としては決めてる窓口があって検索すると産業課って出るんで、産業課なんだというふうに気づいたぐらいです。それが、まず機能してないというのが現状だと思うんですね。相談には実際に入ってきているし、事件も起きてるんだけど、だけど、その窓口に入ってこなかったわけです。行政の方も知らなかったわけです、はっきり言って、1件目の件だって。

だから、そういうことを機能させるのが僕は非常に重要なポイントだと思うんですけど、機能させるためにどうすればいいと思いますか。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） 再々質問にお答えします。

こういった組織、相談する窓口があるっていうこと自体が、住民周知というか知られていないというのが事実でございました。なので、例えば広報であったりいろんなところで、何かお困り事があれば、こういったところもありますというようなことを出していきたいというふうに考えています。

◎副議長（諏訪 毅君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。相手方の事業者というのは利害関係者なんで、第三者に近い立場の従業員さんとか、関係先というところにもしっかりと情報が行くような周知をお願いしたいと思います。

3件目の質問に移ります。観光とまちづくりの基本的な考え方で、観光税についてです。

令和5年の定例議会の中で、自分も駐車場税というものを問題提起しまして、その後、柴田議長が一般質問されて、市長も非常に前向きな答弁をいただいた。小川議員が宿泊税なんかいいんじゃないかというご提案されて、今、建設経済委員会のほうでは、主に宿泊税のほう、それから太宰府市に視察に行かれて、駐車場税、太宰府市では「歴史と文化の環境税」という名称ですけども、そういう議論を進んでいるのは大変ありがたいことです。

ただ1点、ちょっと懸念しているのは、税は財源確保というところにちょっと目が行きがちかな、行き過ぎかなという印象がありまして、財源確保は大事です。ただ、自分も店をやっていると思うのは、お金目当てになると人は嫌がります。だから、お金じゃない、この観光地犬山としての質をよくするためなんだということがしっかり伝わらないと、これは金目当てだということで嫌われるだけになるんで、ですから、あまりよろしくない状態になってしまう。

だから、駐車場税を議論するときも、自分としては、今、特に城下町の環境としては、古

民家が壊されて駐車場になってしまっているケースがある。そこに、市としては望ましくないと思っている、町並み保存、それから古民家保存がある。城下町の質を上げる上で大事なんだということで、その駐車場税を設けさせてもらいますと。

その例えば使途も重要なんですけども、保存するためのファンドを作ったりとか、そういうところの補助を出したりとかということに生かされますということが伝われば、皆さん協力していただける。だけど、ただ税金かけます財源確保ですというのは、ちょっとな感じ悪いなこの町はということになりがちなので、しっかり手段と目的を考えた上でやっていただきたいんですが、その踏まえて、この観光税について、今、行政としてはどういうふう考えているかについてお願いします。

◎副議長（諏訪 毅君） 当局の答弁を求めます。

新原経済環境部長。

〔経済環境部長 新原君登壇〕

◎経済環境部長（新原達也君） ご質問にお答えします。

城下町に訪れる観光客は、車両での来訪も多いことから、城下町エリア内の民地にコインパーキングが造られる事例、今、久世議員がおっしゃるとおりですが、古い家屋が除却されていくことは、景観保全の観点から課題であるというふうに認識しています。

本市における観光まちづくりの基本的な考え方の一つは、「犬山らしさを大切にすることであり、城下町では「犬山ならではの古い町並みを守り活用することだ」と捉えております。このため、景観を損なう形で必要以上にコインパーキングができることは、まちづくりの観点から好ましいものではありません。

観光まちづくりを進める中で、様々な課題が顕在化してきています。観光税を導入する意味と意義は、諸課題を少しでも改善につなげていこうとすることです。加えて、観光分野の発展や課題に取り組む際には、事業の費用が必要となることから、財源確保の視点も重要であると考えております。

議員ご指摘のとおり、新たな税の導入に当たっては、まちの課題改善という命題がまず先にあり、合わせて必要な財源も求めていくという考え方によるものとなります。

このことを踏まえながら、先の畑議員の一般質問でもお答えしたとおり、現在、駐車場税や宿泊税など、観光に関する税の研究を始めております。その中で、宿泊税は他自治体での導入も増え、新たな税の仕組みとして本市も大いに注目しているところです。

一方、観光による消費拡大を目標に掲げる本市においては、税の導入によって宿泊施設が減少するという状況とならないように、他自治体の事例も踏まえつつ、意義や効果や手法の研究を進め、観光税の実現可能性を精査していく必要があるというふうに考えております。

◎副議長（諏訪 毅君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） ありがとうございます。僕もあれからいろいろ調べていて、北海道の美瑛町というところ、大雪山のあるところです。麓の町ですけども、そこでセットでどうも導入されるということがかなり実現に近づいているということでした。名称が駐車場税のほうは、お出迎え税、宿泊税のほうはおもてなし税ということで、そういうネーミング一つでもちょっと印象が柔らかくなると。やっぱり税、財源確保、だからオーバーツーリズムで

迷惑ですよという雰囲気じゃなくて、質を上げるためにやるんですよということが非常に重要だということです。

美瑛町は宿泊を主に考えていたけども、やっぱりちょっと財源としては心細いということで、駐車場税というの導入と、トータルで4億円近い試算をされているようなので、これは非常にいい事例かなと思っています。僕も研究を進めていきたいと思っています。

4つ目の件名の質問に移ります。子どもの権利条例についてです。

子どもの権利条約というものは、よく議場でも岡議員が、それを基に、子どもの権利を保護していこうという提案をされるんですけども、議長すいません、いろいろと予定してたら、ちょっと時間の関係で、今の答弁でも十分満足したということで行きたいと思います。すみません。

子どもの権利条約というものはあるけども、子どもの自治体での取組にそれを落とし込んでいこうということで、全国でも、そこまで今、数は多くなくて、69ほどだそうですけども、子どもの権利条例というものが設けられているようです。

その先駆的な取組をされた川崎市で携われた西野博之さんが、犬山にいらっしゃって、市長と僕も同席してそのお話を伺いました。市長としても非常に前向きかなということフェイブックのその後に投稿された投稿を見ても思ったんですけども、何ができるか整理したいということでした。

犬山では大変不幸な事件も今年起こってしまいましたので、やっぱり子どもの権利をしっかり保障する、それから意見表明権を確保すると。行政にも参画してもらうというような趣旨を込めた条例制定は、自分もぜひこれはやっていくべきだなと思うんですが、市長の見解についてお尋ねしたいと思います。

◎副議長（諏訪 毅君） 答弁を求めます。

原市長。

〔市長 原君登壇〕

◎市長（原 欣伸君） 久世議員のご質問にお答えをさせていただきます。

西野さんとのお話の場に私もご一緒させていただきました。西野さんと、子どもたちのこと、教育のことを語り合う時間というのは、本当、あつという間でした。西野さんが穏やかな中でも、子ども育ちを本気で話される言葉の一つ一つには、西野さんが見据える先があったからです。それは「子どもたち」です。常に子どもたちが真ん中にいたからだと思っています。

子どもたちは、着飾る必要もなく、ありのままがいい。子どものやってみたいを大切にす。子どもの存在そのものに光を当てる。居たいように居られる居場所をつくる。その思いを形にされました。まさにそれが、「子どもの権利条例」でありました。

西野さんと話していると、子どもの権利条例で、子どもだけじゃなく、大人が幸せでいられることにつながっていくのではとも感じさせられました。子どもの目が輝いていないなんてよく言われます。でも、大人の目が輝いていないのに、子どもの目が輝くはずはありません。子どもはその時代を写す鏡だからです。だから、子どもたちの未来を子どもの権利条例という形で表し、大人も子どもも一緒に関わることで、みんなが幸せになり、子どもの権利

は大人や社会が守っていくことになるんだろうとも思われました。

犬山は、子どもたちを徹底的に守り、育むことができ、子どもの幸せを一番に考えている、そんな犬山に感じてもらえるようにしていきたいというふうに思っています。

先ほどもお話がありました。犬山では痛ましい事件が起きてしまいました。だから今、子どもの権利に関する条例を定めたり、学ぶ場をつくったりして、大人も子どもも権利を知ることが重要だと思っています。その考えで、現在、策定中のこども計画と同様に、子どもの権利条例について考えていきたいと思っています。

西野さんは、言っていました。西野さん以外に、もう一人の本気があって条例ができたと言われていました。キーワードは「一生懸命に向き合う人」です。そのとき私は久世議員に、議員提案による条例づくりの可能性も投げかけました。ですから、条例の在り方や提案方法も含めて考えていきたいと思っています。

私の犬山づくりに込めた最初のフレーズは、「みんなが真ん中にいる」です。これから子どもも大人も真ん中にいられる子どもの権利条例の検討を進めていきたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

◎副議長（諏訪 毅君） 15番 久世高裕議員の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日11日午前10時から本会議を再開いたしまして、議案に対する質疑を行います。

◎副議長（諏訪 毅君） 本日は、これをもって散会いたします。

午後3時01分 散会